

第2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

内容（ア）飲食店、給食施設等の食品を調理加工する施設の監視指導

（イ）食品収去検査

（ウ）食中毒調査

（エ）衛生教育等

成果・実績

平成24年度の総監視件数は、2,688件であった。（第4統計2-(1)、(3)）。

また、食中毒事件数は、5件（対前年度比2件減）で、病因物質別の事件数は、ノロウイルスが最も多かった（第4統計2-(4)）。

食品の収去検査については、食品衛生広域監視班を中心に実施し、当所では、85検体を収去した。（第4統計2-(5)）

食品に関する苦情は、32件（対前年度比13件増）あり、異物混入に関する苦情が多かった。（第4統計2-(6)）

給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は下表のとおりである。

平成24年度食品衛生講習会	
回数	受講者数
103	4,330

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成24年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
51	1,873	6	645	7,363	4,068

2 環境保全（環境保全班）

（1）大気汚染防止対策

ア 大気汚染防止

目的 大気汚染防止を図る。

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県生活環境保全条例（平成21年10月1日施行）

内容 法律または県条例で規定されたばい煙発生施設、（一般）粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の届出に係る指導と公害発生防止に関する監視業務を行う。

成果・実績

平成24年度届出件数

根拠法令・条例	特定施設の種類	届出状況	件数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	特定施設設置数	39
		特定施設使用廃止数	41
	一般粉じん発生施設	特定施設設置数	0
		特定施設使用廃止数	1
	特定粉じん排出等作業届出数		8
ダイオキシン類対策特別措置法	大気基準適用施設	施設設置数	1
		施設使用廃止数	0
沖縄県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	特定施設設置数	4
		特定施設使用廃止数	0
	粉じん発生施設	特定施設設置数	3
		特定施設使用廃止数	0

イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

成果・実績

平成14年4月1日から施行され、平成25年3月31日現在の第一種フロン類回収業の管内登録業者数は96件、沖縄県全体の登録業者数は321件である。

（2）水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

成果・実績

(ア) 平成24年度届出件数

平成24年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は8件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	4	写真現像業3、し尿処理施設 1
構造等変更届	1	農業集落排水処理施設 1
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	3	旅館業1、生コンクリート製造業1、水道施設1

(イ) 平成24年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m³を超える24施設の排水を採取し、排水基準の遵守状況を調査した。調査の結果、排水基準に不適合な施設はなかった。

(第4統計3-(1))

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 平成24年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

成果・実績

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図る。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1,000m²以上の一団の土地における土地の形質を変える事業行為（宅地造成、道路工事、農地造成等）を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書（民間事業）もしくは通知書（公共工事）を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

成果・実績

平成24年度における沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は、合計で365件であり、10,000m²以上（本庁審査）は43件、10,000m²未満（保健所審査）は322件であった。（第4統計3-(4)）

(4) 土壌汚染対策

目的 土壌汚染による人への健康被害を防止

根拠 土壌汚染対策法（平成15年2月 施行）（平成22年4月1日 改正）

内容 汚染された土壌が土地の形質の変更により拡散することを防ぐため、土壌の掘削範囲と盛土範囲をあわせて3,000㎡以上の土地の形質の変更にあたっては30日前までに県への届出を提出し、保健所での受付及び審査を行う。

成果・実績

平成24年度の届出件数110件、自主調査3件、調査命令0件
（第4統計3-(5)）

(5) 廃棄物対策

目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例

内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

成果・実績

平成24年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ560件の立入検査を行い、11件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(6) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

成果・実績

平成24年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が21,212基、合併処理浄化槽が8,090基の計29,232基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(7) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

成果・実績

平成24年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	2	工場・事業場等
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	13	個人住宅、開発現場
騒音・悪臭	7	畜産業、工場等
その他（廃棄物関係・野外焼却 等）	10	事業場
合計	32	

（8）水質汚濁に係る事故処理

内 容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類のへい死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

成果・実績

平成24年度に発生した事故は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数（件）
魚類のへい死	1
油流出事故	0
米軍基地排水事故	1
その他	2
合計	7

3 生活衛生（生活衛生班）

（1）簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成24年度は18件の設置届があり、管内の届出総数は781件となっている。また、年1回の定期検査の実施状況は98%であった。

（2）生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成24年度は、理・美容所等の97件の開設届を受理し、旅館業等の49件を新たに許可した。

平成24年度生活衛生関係営業施設届出・許可件数

区 分	理容所	美容所	クリーニング所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	18	65	14	49	0	0
変 更	2	26	4	7	0	0
廃 止	12	28	19	18	2	0
そ の 他	3	4	1	1	0	0

(3) 建築物衛生関係施設

目 的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根 拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内 容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |

平成24年度建築物衛生関係届出件数

区 分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	3	8
変 更	31	15
廃 止	0	0

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目 的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根 拠 墓地、埋葬等に関する法律

内 容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成24年度の個人と法人墓地の許可件数は、それぞれ72件と1件だった。

恩納村においては平成21年4月1日より、宜野座村においては平成22年4月1日より、金武町・読谷村・中城村については平成23年4月1日より、宜野湾市・沖縄市・うるま市については平成24年4月1日より、法律に基づく墓地等経営許可等の権限について移譲された。

(5) 海洋危険生物危害防止

目 的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根 拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内 容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成24年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で75件（内ハブクラゲは36件）だった。

(6) ハブ対策

目 的 管内市町村のハブ対策について関係機関と連携を図り、ハブ咬傷の未然防止に努める。

根 拠 沖縄県ハブ対策基本計画、沖縄県ハブ対策連絡協議会設置要綱

内 容 中部保健所管内ハブ対策地区協議会設置要綱を定め、所内におけるポスター掲示及びポスター、パンフレットの配布など啓発活動を実施した。

4 医務薬務（生活衛生班）

(1) 医事

目 的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等医療施設の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供体制の確保を図る。

根 拠 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法等。

内 容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条に基づく立入検査を実施している。病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6部面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成25年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が428施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げる。

(2) 薬事

目的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、医薬品販売業等の構造設備を確認、指導することにより管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根拠 薬剤師法、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法等。

なお、平成18年「薬事法の一部を改正する法律」により、昭和35年制定の現行の薬事法制定以来、46年ぶりに医薬品販売制度が大幅に改正され、同年6月から一部施行され、平成21年6月1日から全面施行となった。

その主な改正点は、医薬品のリスクの程度に応じた情報提供と相談体制の整備、一般用医薬品の販売を担う新たな専門家として登録販売者の創設（平成20年度から都道府県で試験を実施）、医薬品販売業における適切な情報提供及び相談対応のための環境整備、医療用医薬品と一般用医薬品の区別の明確化及び医薬部外品の整理等である。

内容 免許申請、許可申請又は届出のある件につき書類審査又は現地調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が45名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血（400mL・200mL・成分）によらなければならない状況である。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

献血事業推進については、各市町村に献血の一層の推進を図るため組織されている、献血推進協議会との連携を強化していく取り組みへシフトしている。

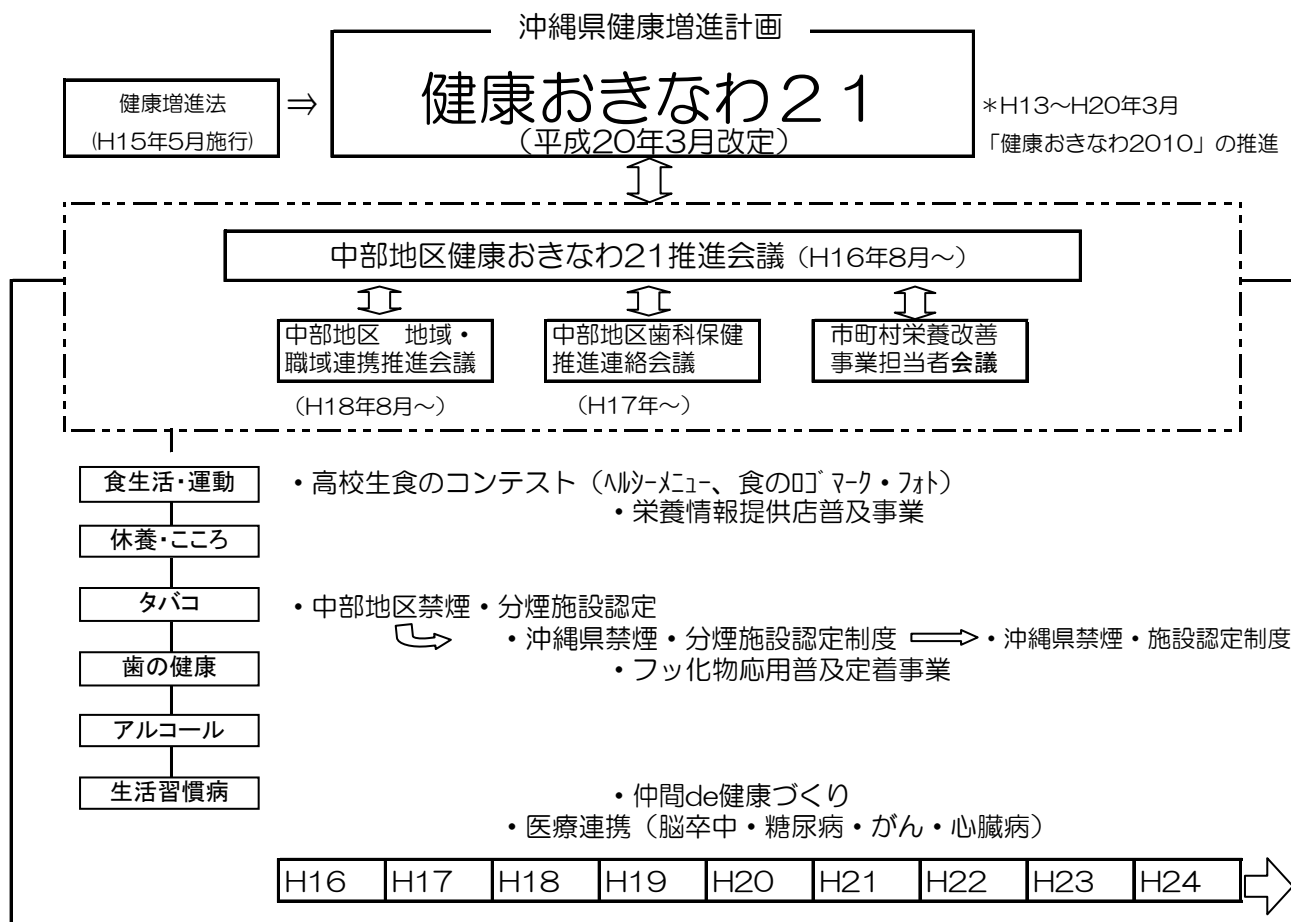
II 健康づくり施策（健康推進班）

1 健康増進

(1) 健康おきなわ21の推進

ア 根拠法令及び目的

沖縄県は、長寿県として広く全国に認知されてきたが、男性の平均寿命が平成12年に26位に転落。がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病等の生活習慣病が増加し、次の世代の長寿が危ぶまれる状況となった。このような状況の中、平成12年3月厚生省発健医第115号及び健医第613号により、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」が示された。沖縄県では、県民の早世の予防、健康長寿の延伸、生活の質の向上を目的とし、平成13年に「健康おきなわ2010」を策定。県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。平成15年5月には健康増進法が公布され、健康増進法第8条において県・市町村は、「健康増進計画」を策定することが謳われたことから、県は、長寿の復活に向けた行動計画として「健康おきなわ21」へ改定。県民の健康づくりをさらに積極的に推進することとした。



<市町村支援>

市町村増進

*健康増進計画策定

計画策定	宜野湾市	恩納村	嘉手納町	うるま市
見直しの推進	沖縄市	読谷村	北谷町	金武町
⇒	中城村	宜野座村	北中城村	

イ 中部地区健康おきなわ21の事業展開

ウ 保健所としての取り組み

(ア) 中部地区健康おきなわ21推進会議の開催

目的：健康おきなわ21を中部地区において推進し、健康づくり運動を積極的に推進するとともに、市町村健康づくり計画の策定、モニタリング、評価を支援する。

開催：第1回 平成24年8月22日（水）

内容：協議事項

○国及び県の動向（次期国民健康づくり運動プランの基本的な方向について）

○健康おきなわ21進捗状況（保健所、市町村、関係機関）
タバコ・歯の健康・アルコール

○「チャーガンジューおきなわ応援団」について

決定事項

会議において受動喫煙防止対策・禁煙対策支援の提案があり、管内市町村長に対し「受動喫煙防止対策・禁煙対策支援」の働きかけを要望する事が決議された。平成24年12月～平成25年2月にかけて、管内市町村長に直接要望書の提出を行った。

開催：第2回 平成25年2月7日（木）

内容：協議事項

○「健康おきなわ21」行動計画中間評価について

○中部地区の活動状況

*中部地区健康づくり推進協議会としての事業の取組状況報告
受動喫煙防止対策について要望
(管内市町村長へ直接、要望書提出)

*食生活・運動

肥満対策や食生活の改善を実施するため

- ・地域で活動する食生活改善推進員の人材育成状況
- ・栄養情報提供店

*休養・こころ

*生活習慣病（糖尿病・循環器病）・メタボリックシンドローム

*がん

決定事項

商工会との連携をとり栄養情報提供店を広げていく

(イ) 管内市町村健康増進計画推進の支援状況

a 管内市町村健康づくり推進協議会の運営支援

○宜野湾市・沖縄市・うるま市・宜野座村・嘉手納町
北谷町・北中城村

b 管内市町村健康増進計画の見直し支援

○平成19年度までに管内全市町村が健康増進計画を策定済み。

○平成21年度から計画の見直しを行い第二次計画に向けて策定。

(ウ) 生活習慣病対策

a 中部地区における医療連携の推進

○糖尿病連携

平成 19 年に中部保健所で開催した「中部地区糖尿病連携会議」をきっかけに、中部地区医師会に「中部地区糖尿病標準治療推進委員会」が設置された。委員会は、「地域の糖尿病患者は、地域の医療機関で支援する」ことを目指し、研修会、勉強会、糖尿病地域医療連携システムの構築を担っている。

保健所は、委員として参画するとともに、地域と医療の連携に係る調整を行っている。

b 健康づくり支援事業「仲間 de 健康づくり」の実施

目的：生活習慣病を予防するには、個々人の主体的な健康づくりはもちろんのことだが、実践継続には仲間で支えあいながら楽しく取り組むことが効果大である。健康づくり運動（仲間健康づくり）のノウハウを、管内の地域・職域に普及啓発し、健康づくりの輪を広げることを目的とする。

内容：実践推進期間を決め、管内市町村、地域・職域団体に参加を募る。参加者は、5 人一組でグループをつくり、メールを活用して、健康づくりを実践。職場内やグループ内で競い合ったり、励ましあったりしながら実施していくことができる。

表彰：実践推進期間の参加者については、実践ランキングに基づき、講演会において表彰する

参加状況：139 人 9 団体

c 普及啓発

○健康増進普及月間等月間行事でパネル展示及びパネル貸出、パンフレット配布等実施

○(社) 沖縄県労働基準協会 中部支部において事業所、受講者向けチラシ配布

(2) 地域・職域連携推進事業

ア 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービス提供体制を整備することを目的とする。

イ 根拠

平成18年6月30日付け健発第0630003号 厚生労働省健康局長通知「地域保健医療等の推進事業の実施について」の「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成21年4月1日付け健発第0401005号

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

平成18年8月11日「中部地区地域・職域連携推進会議設置要領」を制定し、委員数11名で会議を設置。(平成20年9月1日改定)

平成24年度 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

日 時：平成24年11月16日 14時～16時

場 所：中部保健所 1階 小会議室

内 容：a「多目的コホート研究の成果と今後の分子疫学的展開」

b 各関係機関におけるタバコ対策の取組状況

c 働き盛り世代におけるタバコ対策の推進について

d 地域・職域の連携について

e その他（オーディットと適正飲酒について）

(イ) 中部地区地域・職域連携推進研修会の開催

①日 時：平成24年9月11日 14時～16時

場 所：沖縄市農民研修センター

内 容：「喫煙の健康被害について」

講 師：中部保健所 健康推進班長

対 象：事業所健康管理者、関係機関、事業所職員等

参加者：98名

②日 時：平成25年3月6日 14時～16時

場 所：読谷村文化センター 中ホール

内 容：「喫煙及び受動喫煙による健康への影響」

講 師：清水隆裕（ちばなクリニック健康管理センター長）

対 象：地域・職域健康管理者、関係機関、地区組織の代表者、教育関係機関等

参加者：31名

(ウ) アンケート調査実施

目 的：受動喫煙防止対策を進めるに当たり事業所の現状を把握し今後の課題と対策について検討する資料とする。

調査日：平成 24 年 9 月 11 日（火）

対 象：平成 24 年度中部地区労働衛生大会管理推進大会参加者

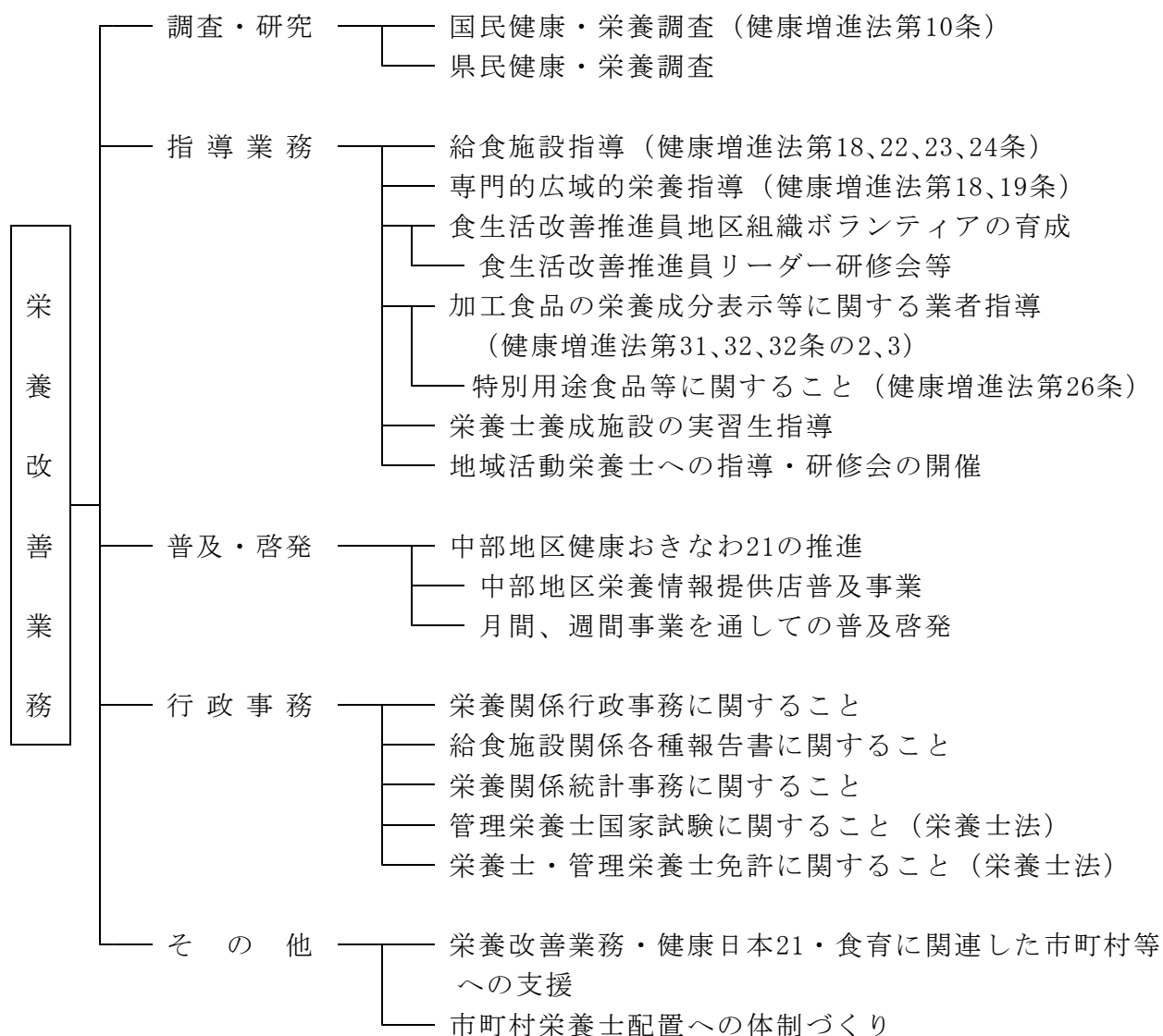
方 法：アンケート用紙配布し大会終了後回収

回収率：58 %

(エ) 地域及び職域において健康づくりが実践できるよう中部地区健康づくり支援事業「仲間de健康づくり」プログラムを地域・職域団体へ紹介した。実践後、成績優秀者等を平成25年3月6日開催の講演会会場にて表彰を行った。

(3) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導 (延人員)							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の 疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	9	0	0	0	0	0	1	48	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
4	4	25	2	0	22	3	194

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
59件	0件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
6月5日	食生活改善推進員研修会	78人
6月12日	市町村栄養担当者会議	24人
9月25日	糖尿病予防推進リーダー研修会	48人
2月12日	食生活改善推進員研修会	154人
2月27日	市町村栄養担当者研修会	40人
3月21日	食生活改善推進員リーダー研修会	20人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成23年2月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	169人
うるま市	平成18年6月1日	67人
読谷村	平成12年1月11日	38人
宜野湾市	平成15年4月1日	47人
嘉手納町	平成19年5月31日	30人
北谷町	平成20年5月26日	25人
中部支部	平成14年12月12日	376人

カ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として平成19年度より実施。平成22年度も市町村との協働により登録店舗数が増加した。

(ア) 事業の説明及び講習会の開催

a 食品衛生講習会での事業説明：38回

(イ) 登録店舗数：41件

キ 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

平成24年度

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
29	11	4	29	8	0	81

ク 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

<国民健康・栄養調査>

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

<県民健康・栄養調査（5年に1回実施）>

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

表7 調査概要

平成20年度	国民	嘉手納町	15	35	
平成21年度	国民	宜野湾市	11	22	
		うるま市	18	41	
平成22年度	国民	宜野湾市	18	30	
		北中城村	11	25	
平成23年度	国民	沖縄市	13	46	*平成23年度沖縄市(1地区) は国民・県民重複 *平成23年度県民健康・栄養調査 は栄養摂取状況調査 ①有②無の地区に分けて実施
	県民	うるま市①	26	66	
		うるま市②	19	78	
		宜野湾市①	39	103	
		宜野湾市②	26	60	
		沖縄市①	27	42	
		沖縄市②	37	106	
		沖縄市③	13	46	
		読谷村	43	95	
北谷町	35	68			
平成24年度	国民	宜野湾市①	44	135	*平成24年度は大規模調査の為 調査地区数、1調査区当たり 世帯数を拡大し実施
		宜野湾市②	21	35	
		沖縄市①	41	138	
		沖縄市②	28	68	

(4) 歯科保健事業

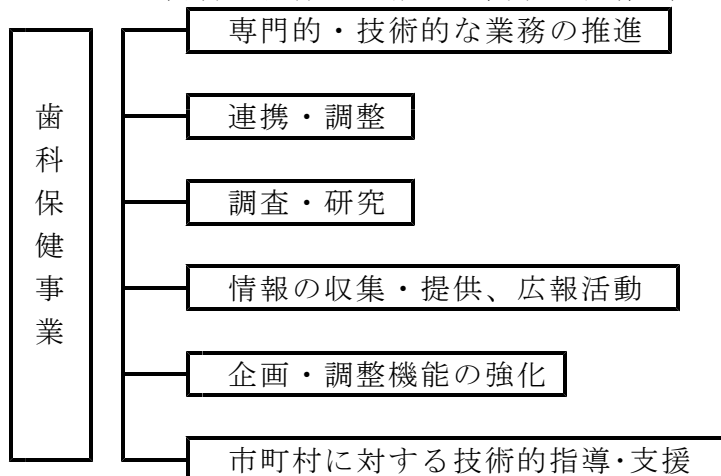
歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなどの豊かな人生を送るための基礎となるものである。

歯及び口腔の健康を保持していくために「8020運動」を推進し各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い歯及び口腔の健康増進に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（H9年3月健政第138号）

歯科口腔保健の推進に関する法律（H23年8月法律第95条）



ア フッ化物応用普及定着事業（8020特別対策事業）

(ア) 中部管内歯科保健推進連絡会議

健康おきなわ 21「歯の健康」を推進するとともに、中部地区の幼児期・学齢期の歯科保健の課題の共有や意見交換を行なった。

日時：平成24年12月5日（水）2時30分～4時30分 13人参加

内容：健康おきなわ 21「歯の健康」中部保健所管内中間評価結果及び幼児期・学齢期の歯科保健状況について

(イ) フッ化物応用講演会

フッ化物の安全性やむし歯予防の効果について理解を深め、地域へ推進することを目的に行なった。

日時：平成24年11月14日（水）午後2時～3時30分

対象：学校保健関係者、保育施設関係者、母子保健事業関係者等

内容：講演「むし歯予防の近道！フッ化物洗口」 53人参加

講師 歯科医師 野原昭彦先生

中部地区歯科医師会地域保健担当理事

イ 障害（児）者等オーラルアップ事業（8020特別対策事業）

(ア) 障がい児（者）施設関係職員等歯科保健研修会

生涯健康な歯と口腔を保持していくためには幼児期・学齢期から規則正しい生活習慣や定期的な口腔管理が必要であるため、障がい児と関わりのある施設職員を対象に口腔衛生状態の改善を図る目的で実施した。

日時：平成25年2月22日（金）午前10時～午後12時

対象：管内児童ディサービス事業所、市町村母子保健事業関係者等

内容：1) 講話「発達障がい（児）の口腔ケア」

講師 歯科医師 戸井尚子先生

沖縄県歯科医師会口腔衛生センター歯科診療部長

- 2) 報告「施設での口腔ケアの取り組みについて」
 沖縄小児発達センター病棟師長 比嘉直美
- 3) 実技指導「障がい（児）への歯磨き支援のポイント」
 沖縄県歯科衛生士会 堀 宏恵

ウ 普及啓発事業

- (ア) 「歯の衛生週間（平成 24 年 6 月 4 日～6 月 10 日）」パネル展示
 テーマ「歯みがきは じょうぶなからだの 第一歩」
 開催場所：沖縄小児発達センター
 サンエー具志川メインシティ
 沖縄市市民会館中ホール（中部地区デンタルフェア会場）
- (イ) 健康増進普及月間パネル展（健康づくり関連）
 開催場所：北谷ジャスコ
 歯科内容：「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用、歯石除去等の定期管理の定着」パネル展示、チラシの配布を行なった。
- (ウ) 食品衛生講習会において歯周病予防関連チラシを配布を行った。

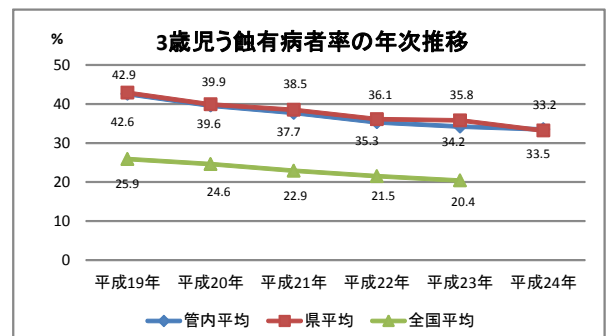
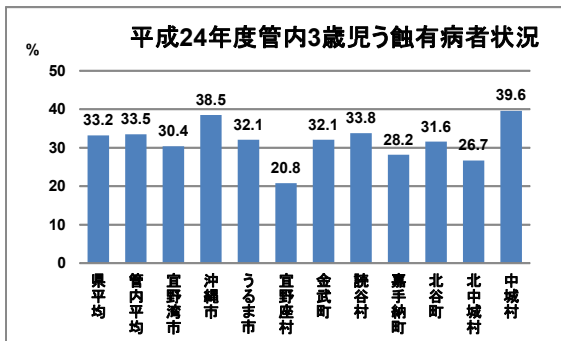
エ その他調査等（主体：県健康増進課）

- (ア) 市町村歯科保健状況調査（平成 24 年 11 月～12 月）合計 11 市町村
- (イ) 保育所歯科保健状況調査（平成 24 年 11 月～12 月）
 合計 123 件（公立 38, 私立認可 85）
- (ウ) 幼稚園歯科保健状況調査（平成 24 年 9 月～10 月）
 合計 82 件（公立 66, 私立 16）

オ 情報の収集・提供

- (ア) 管内市町村幼児（3歳児）の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児（3歳児）の口腔状況 （社）沖縄小児保健協会報告書より



カ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村、保育所等へ歯科保健関連データ及びフッ化物洗口の指導助言や歯周病予防や介護予防事業における口腔機能の向上等の資料提供を行った。

(5) タバコ対策

ア 法的根拠

平成12年3月31日付厚生省発健医第115号事務次官通知「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」各論「たばこ」

平成14年8月2日「健康増進法」公布、平成15年5月1日施行。第25条「受動喫煙の防止」

たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する目的で平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効。

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止対策

a 受動喫煙防止対策及び禁煙支援の推進に関する要望書

中部地区健康おきなわ21推進会議長、中部保健所長と管内11市町村長へ「受動喫煙防止対策及び禁煙支援の推進に関する要望書」を提出

実施機関：平成24年12月18日～平成25年2月13日

b 沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進

平成24年度は医療機関10施設、飲食店1施設、官公庁関係0施設、保育所8施設、その他の施設4施設の計23施設の認定を行った。

平成24年3月末現在（公表希望施設）では、敷地内完全禁煙施56施設、施設内完全禁煙施設67施設、分煙0施設で合計123施設となっている。

平成24年度に実施した現況調査は、敷地内完全禁煙施設が28施設、施設内完全禁煙施設が47施設、分煙施設が2施設である。

c 沖縄県禁煙施設認定制度推進ミニ講話

食品衛生講習会において管内飲食店関係者を対象に年51回実施。参加者1,871名

(イ) 研修会

a タバコ対策研修会

嘉手納町で喫煙や受動喫煙による健康への影響について知識と認識を深めてもらい、禁煙施設認定制度についての周知を目的に開催

日 時：平成24年11月6日（火）午後6時30分～8時

対 象：町内学校関係者、町公共施設管理者等

参加数：44名

内 容：講演

「喫煙及び受動喫煙による健康への影響」

講師 ちばなクリニック健康管理センター院長 清水隆裕先生

(ウ) 未成年者の喫煙防止対策及び禁煙支援

a 市町村健康づくり関係者・沖縄県薬物乱用防止協会等へ禁煙防止教材の貸し出し及び健康教育に関する相談・情報提供

b 管内禁煙治療医療機関一覧のチラシ作成及びパネル作成

c 来所・電話による禁煙に関する相談

(エ) 普及啓発

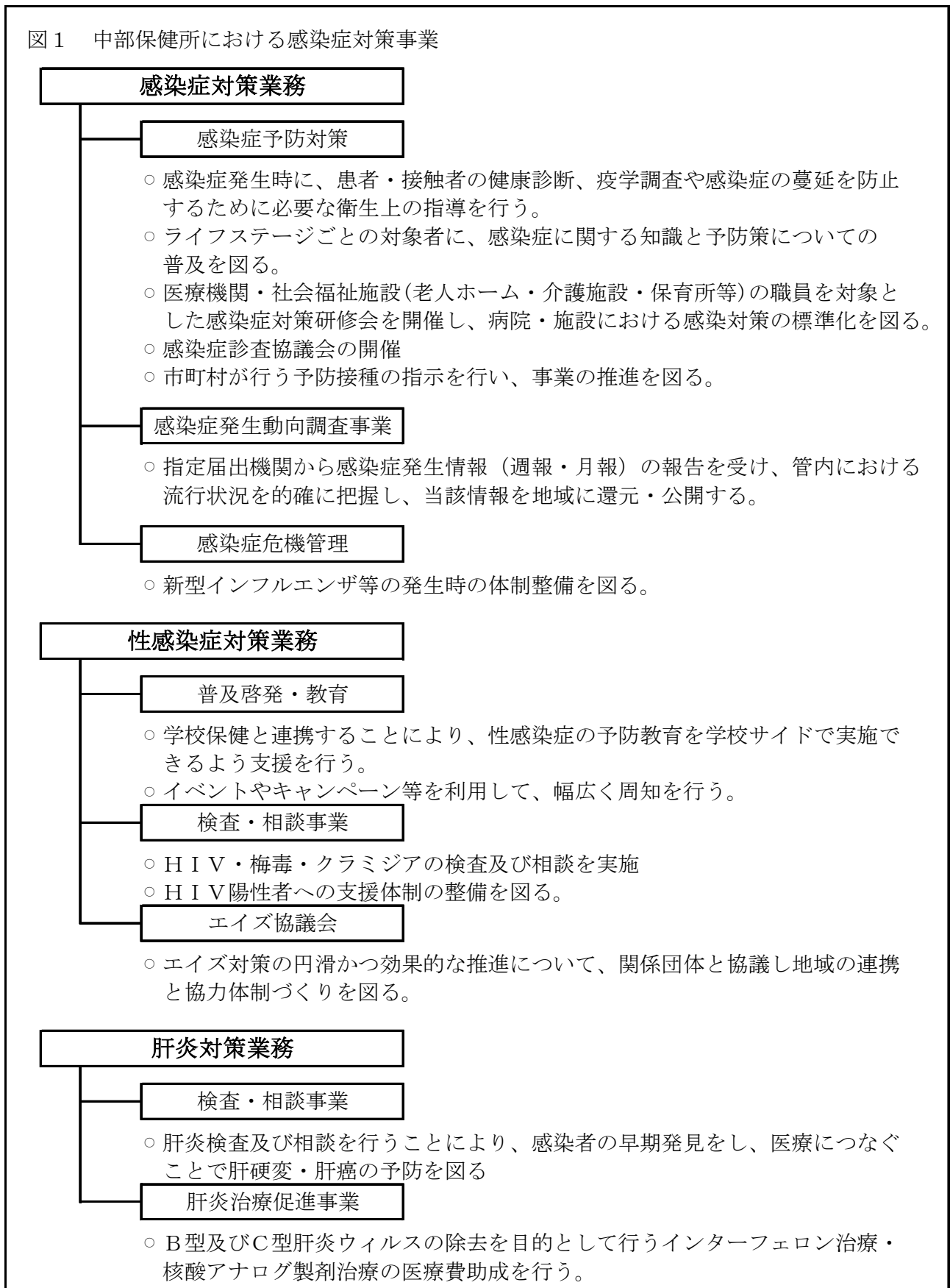
「世界禁煙デー」（5月31日）及び「禁煙週間」（5月31日～6月6日）

2011年世界禁煙デー(WHO)のスローガン「たばこ産業の干渉を阻止しよう」禁煙週間のテーマ「命を守る政策を」を受けサンエー具志川メインシティにてパネル展を開催した。

Ⅲ 疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

図1 中部保健所における感染症対策事業



(1) 感染症対策の変遷

明治 30 年に伝染病予防法が制定されてから 100 年以上が経過し、その間、医学の進歩、衛生状況の改善、国際交流の活発化、エボラ出血熱、エイズ等に代表される新興感染症の出現など、感染症を取り巻く環境は、大きく変化してきた。こうした状況を鑑み、伝染病予防法、性病予防法及びエイズ予防法を廃止統合し、平成 11 年 4 月 1 日から感染症法が施行された。

平成 14 年 11 月から平成 15 年 7 月にかけて東アジアを中心として世界各国に広がった SARS（重症急性呼吸器症候群）の発生、移動手段の発達に伴い、人や物資の移動が迅速・活発化したこと、保健医療を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 19 年 4 月 1 日、結核予防法が感染症法に統合された。

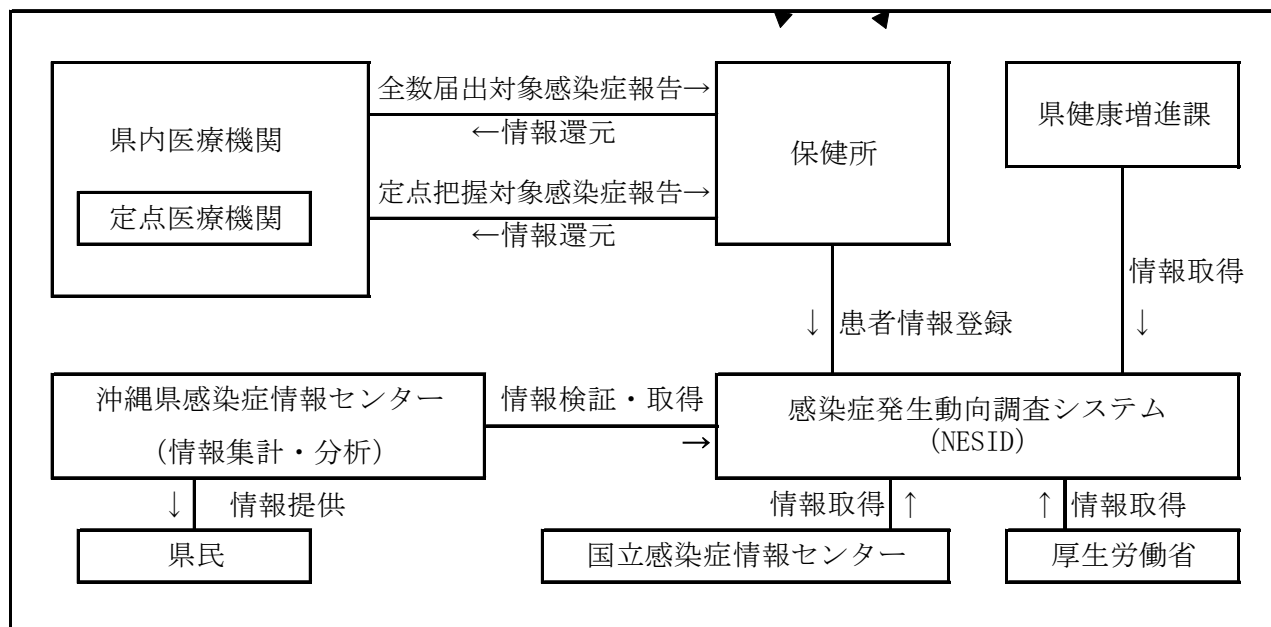
平成 20 年 5 月 2 日、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の感染拡大、新型インフルエンザ（H1N1）の発生に備え改正された感染症法では、症状の重さや感染力などから、感染症を一類から五類、指定感染症、新感染症の 7 種に分類された。また、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加された。

平成 23 年 5 月には、チクングニア熱が 4 類感染症に、薬剤耐性アシネトバクター感染症が 5 類感染症に追加され、最近では、平成 25 年 3 月に重症熱性血小板減少症候群が 4 類感染症に追加された。平成 25 年 5 月には、感染拡大の恐れのある H7N9 型鳥インフルエンザを指定感染症とし、強制入院や就業制限などの対策を可能にする政令が施行された。

(2) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき、定点医療機関から感染症発生情報を受け、管内における感染症の流行状況を的確に把握し、当該情報を地域に還元・公開している。

図 2 感染症発生動向調査の概要



(3) 感染症発生届出状況

1 類から 5 類（全数把握対象）感染症が発生した場合、当該感染症を診断した医師は、保健所に届出を行うよう規定されている。1 類～ 4 類及び指定感染症、新型インフルエンザ等については診断してから直ちに、5 類（全数把握疾患）については診断してから 7 日以内に届出を行わなければならない（感染症法第 12 条第 1 項）。

表 1 中部保健所管内 1 類～ 5 類（全数把握対象）感染症届出状況の年次推移

分類	疾患名	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
1 類	発生なし	—	—	—	—	—	—
2 類	結核 発病者	94	94	77	84	87	106
	潜在性結核感染症	4	8	15	41	41	59
3 類	細菌性赤痢	—	—	—	—	2	—
	腸管出血性大腸菌感染症						
	○－1 5 7	—	2	1	7	6	3
	○－ 2 6	2	1	—	2	1	2
	○－1 1 1	1	—	—	—	—	1
	不明	—	—	—	—	—	1
	腸チフス パラチフス	— 1	— —	— —	— —	— —	— —
4 類	デング熱	—	—	—	1	2	—
	オウム病	—	—	1	—	—	—
	レジオネラ症	3	1	2	2	2	—
	レプトスピラ症	3	7	1	1	2	1
	マラリア	—	—	—	1	—	—
5 類	急性脳炎	—	2	3	2	1	—
	ジアルジア症	—	—	—	1	—	—
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	—	—	1	—	—
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	—	—	—	2	1	—
	後天性免疫不全症候群	4	5	—	4	4	3
	ウイルス性肝炎						1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	—	—	1	1	—
	クロイツフェルト・ヤコブ病	—	—	—	—	—	1
	アメーバ赤痢	—	1	—	—	1	1
	梅毒	2	1	—	—	3	1
	破傷風	1	—	1	—	1	2
	麻しん	—	16	—	—	—	—
風しん	—	—	—	—	—	24	

表2 中部保健所管内における5類（定点把握対象）感染症月別報告状況（平成24年）

（単位：人）

疾患	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1 インフルエンザ	1,146	2,129	1,486	698	748	608	871	1,571	883	235	270	478	11,123
2 RSウイルス感染症	2	10	21	19	12	49	51	66	24	7	4	2	267
3 咽頭結膜熱	6	3	0	0	2	8	11	3	10	1	6	1	51
4 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	9	23	21	23	25	20	21	29	9	12	18	23	233
5 感染性胃腸炎	64	27	20	52	75	37	27	51	59	205	176	117	910
6 水痘	73	57	64	42	46	24	17	20	18	8	46	91	506
7 手足口病	3	13	23	60	46	66	100	47	18	25	28	11	440
8 伝染性紅斑	4	4	2	2	2	2	0	1	1	1	3	2	24
9 突発性発疹	15	18	26	13	23	32	27	38	23	20	21	17	273
10 百日咳	11	14	12	6	7	1	0	0	1	0	1	0	53
11 ヘルパンギーナ	2	0	3	5	11	1	10	9	5	3	1	0	50
12 流行性耳下腺炎	12	6	7	2	1	5	9	13	4	2	3	11	75
13 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 流行性角結膜炎	1	3	3	0	9	8	5	8	9	15	8	7	76
15 細菌性髄膜炎（真菌性含む）	2	1	2	1	2	0	1	2	4	1	2	0	18
16 無菌性髄膜炎	2	2	3	2	1	2	0	1	6	0	2	0	21
17 マイコプラズマ肺炎	45	42	67	39	48	33	23	16	26	15	13	12	379
18 クラミジア肺炎（オウム病除く）	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	4
計	1,397	2,352	1,760	964	1,059	897	1,174	1,875	1,101	550	602	772	14,503

（4）感染症診査協議会

平成19年4月、結核予防法を廃止し、感染症法に統合したことで、結核診査協議会が感染症診査協議会に統合された。平成15年以降、結核以外の感染症発生に伴う開催はない。

（5）中部地区感染症対策ネットワーク会議

平成21年、新型インフルエンザ発生の際、管内の中核的な5病院（県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院、沖縄病院）や、中部地区医師会、県薬剤師会、中部保健所等は、患者対応等について情報交換を行い、連携を図ってきた。また、平成22年には、県内発のVRE（バンコマイシン耐性腸球菌）感染症発生届があり、上記関係機関との連携会議を開き、管内におけるVRE強化サーベイランスを実施した。

平成23年10月、管内において感染症対策に直接携わる関係機関の「顔の見える情報交換・連携」を目的として、上記5病院、中部地区医師会、中部保健所をメンバーとした、第1回中部地区感染症対策ネットワーク会議を開催した。

平成24年度末までに5回の会議を開催し、各医療機関検査室における菌情報の提供、院内感染対策及び医療機関連携（診療報酬加算1・2）に関する情報共有、夏場

におけるインフルエンザ流行に関する意見交換、中部保健所からは、結核の集団感染事例、ヒトメタニューモウイルス感染症の集団感染事例等について情報提供を行った。

(6) 予防接種事業

中部保健所では平成 21 年より、管内市町村予防接種担当者を対象とする勉強会を通じ、任意予防接種の公費負担を働きかけてきた。また、中部地区医師会に、予防接種受託医療機関を対象とする研修会を開催してもらうことにより、ワクチン同時接種の普及を図ってきた。

任意予防接種である、水痘、流行性耳下腺炎ワクチンについては、平成 24 年度末時点で、管内 6 市町村において公費負担が導入された。また、平成 22 年 11 月、厚生労働省の主導により、任意予防接種である、HPV、小児用肺炎球菌、Hib ワクチンの公費助成が開始された。

平成 23 年 1 月、日本小児科学会による、「ワクチンの同時接種は、日本の子どもたちをワクチンで予防できる病気から守るために必要な医療行為である」との考え方が出されたことを受け、予防接種受託医療機関に対し同時接種を推奨する旨の公文書を出し、普及促進を図った。

平成 24 年度末、管内における予防接種受託医療機関（126 箇所）へアンケート調査を実施し、回答のあった 93 箇所のうち 54 箇所において、「同時接種を行っている」または「考慮している」との結果が得られた。

(7) エイズ・性感染症対策

保健所では、昭和 62 年からエイズについての相談や HIV 抗体検査を実施している。

平成 5 年 10 月より、匿名かつ無料で検査を受けられる通常検査が開始された。平成 17 年 4 月には、検査当日に結果が判明する即日検査が開始された。

平成 18 年 4 月には、即日検査実施日を拡大（毎週火・水曜日）し、平成 19 年 5 月から夜間即日検査（毎月第 3 水曜日）が開始された。

また、HIV 検査普及週間（6 月 1 日～6 月 7 日）と世界エイズデー（12 月 1 日）の前後に合わせて、即日検査を拡充し実施した。

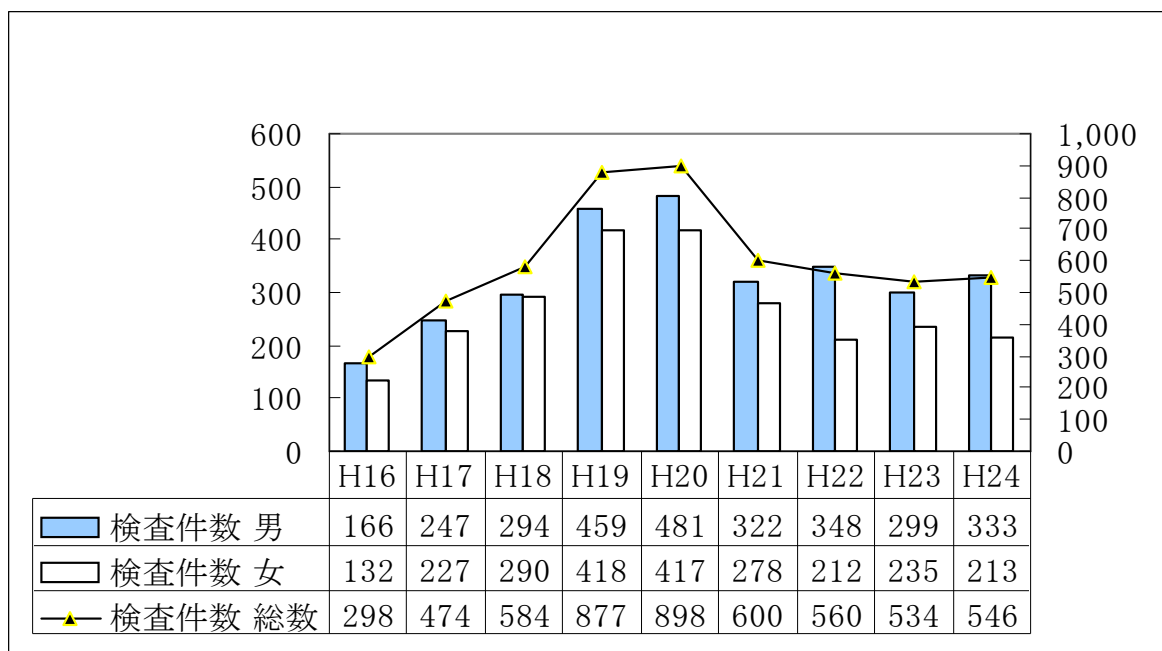
性感染症対策として、梅毒抗体検査、クラミジア抗原検査を実施し、受検者への教育啓発、陽性者への早期治療につなげるための受診支援を実施することにより、予防及びまん延防止を図った。

※平成 24 年 HIV 及び性感染症検査の実施状況

平成 24 年の HIV 検査件数は 546 件で、その内訳は、男性 333 件(61.0%)、女性 213 件(39.0%)であった。年齢別では、男女とも 20 代（男：145 件、女：108 件）が最も多く、次いで 30 代（男：93 件、女：67 件）となっている。

平成 24 年の梅毒・クラミジア検査件数は、それぞれ 165 件・107 件であった。

図3 HIV抗体検査数（男女別）年次推移



(8) 高齢者施設における感染症対策研修会

高齢者施設を対象に、感染症予防対策と発症時の対応について理解を深め、施設における感染拡大を最小限にすることを目的として研修会を開催した。

日 時：平成 25 年 1 月 21 日（月） 午後 3 時～ 5 時

対 象：管内高齢者施設の施設長及び感染症担当者

内 容：施設における感染症予防対策等についての講話及び質疑応答

講 師：県立中部病院 感染管理認定看護師 兼島 優子

(9) 肝炎対策

保健所において B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査及び相談を行うことにより、感染者の早期発見を図り、感染者に対しては医療機関への受診勧奨等を行うことにより健康の保持増進を図ることを目的として、平成 20 年 4 月 1 日、「沖縄県肝炎ウイルス検査・相談事業実施要領」が施行され、リスクが高い医療行為を受けた者など一部対象者について、C 型肝炎検査を無料で実施している。

また、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を助成することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防を図ることを目的に、医療費助成を実施している。

表3 年次別 B 型・C 型肝炎検査相談実施状況

年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
B型	19	34	77	30	51	112	78	247
C型	24	23	66	54	63	103	69	206

表4 平成 24 年度肝炎治療受給者証月別交付申請数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
申請数	14	11	11	6	8	7	8	13	8	13	13	24	136

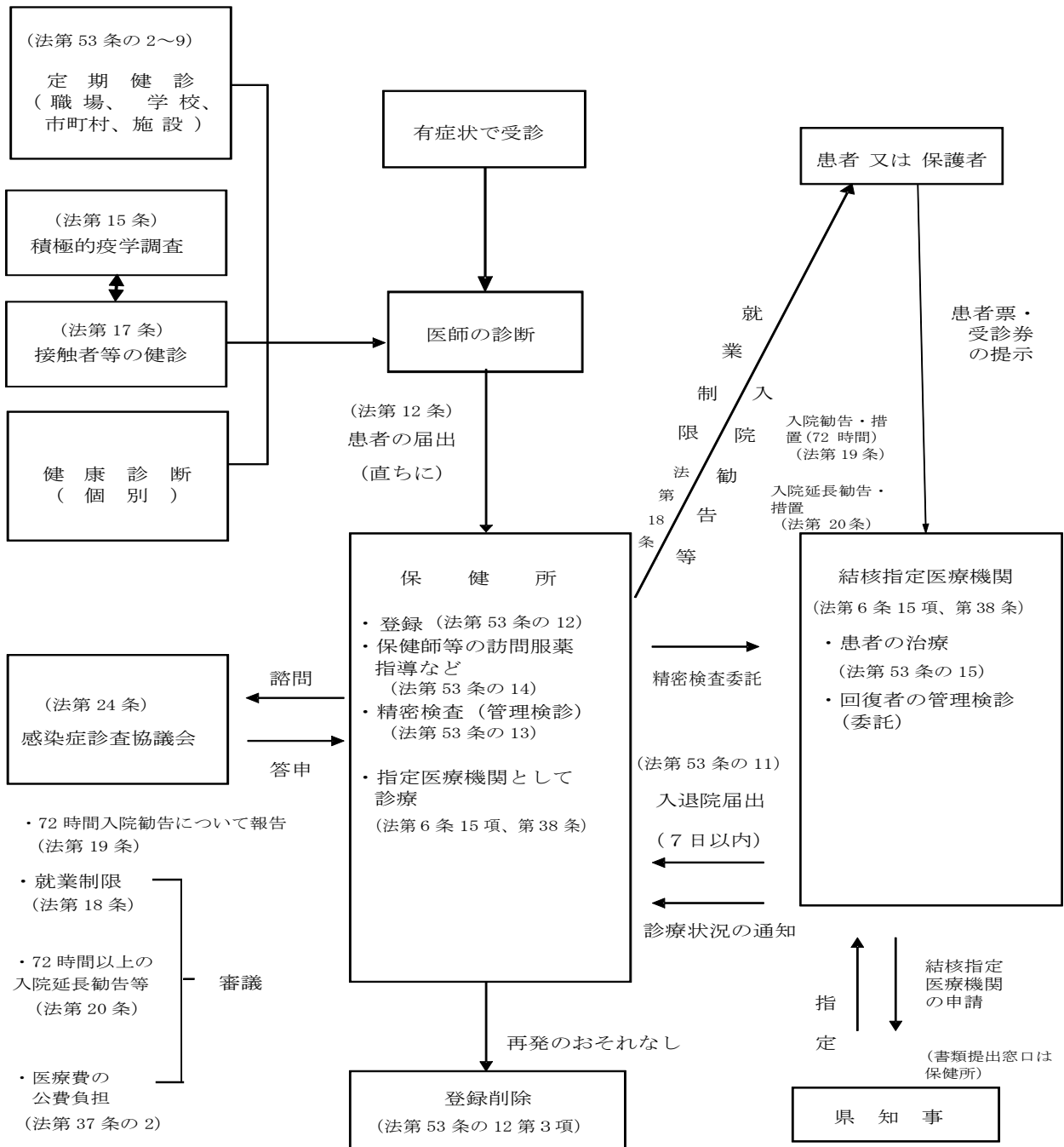
2 結核対策事業

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われている。保健所は、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し、保健所で把握した諸情報や訪問で把握した情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所		沖縄県		全国	
	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
平成20年	94	19.9	277	20.1	24,760	19.4
平成21年	77	16.2	235	17.0	24,170	19.0
平成22年	84	17.5	260	18.7	23,261	18.2
平成23年	87	18.0	269	19.2	22,681	17.7
平成24年	105	21.6	299	21.2	21,283	16.7

*平成19年～平成24年新患者登録実数は転症患者数を除外したもの (システムの変更による) 資) 結核年報

平成24年の中部保健所管内の新登録患者数は過去5年間で最も多く、罹患率も3年連続で上昇している。全国では新登録患者数は減少している。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	活動性結核								※潜在性結核感染症 (別掲)
		総数	肺結核活動性							
			総数	喀痰塗抹陽性		その他結核菌陽性	菌陰性・その他	肺外結核活動性		
				総数	初回治療				再治療	
平成20年	中部	94	58	27	24	3	27	4	36	8
	県	277	178	83	74	9	73	22	99	21
平成21年	中部	77	57	22	19	3	30	5	20	15
	県	235	169	96	81	15	53	20	66	40
平成22年	中部	84	63	26	26	0	26	11	21	15
	県	261	186	94	89	5	69	23	75	45
平成23年	中部	87	60	27	26	1	28	5	27	41
	県	269	195	88	81	7	79	28	74	94
平成24年	中部	105	68	30	27	3	22	16	37	52
	県	299	199	93	85	8	71	35	100	140

資) 結核年報

肺結核活動性は68人で全登録の64.8%を占めている。肺結核喀痰塗抹陽性（感染性あり）は、30人で全登録の28.6%であった。肺外結核は37人で35.2%であった。活動性分類別では、菌陰性その他、肺外活動性結核、潜在性結核感染症が増加している。

※潜在性結核感染症：従来「化学予防」「マル初」「予防的治療」などさまざまに呼ばれてきた発病予防の治療をすべて「潜在性結核感染症治療」と呼ぶ。
(2007年4月改正感染症法施行後)

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内
		277	94	235	77	260	84	269	87	299
年齢階級別	0～4	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	5～9	0	0	1	1	1	1	0	0	0
	10～14	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	15～19	3	0	2	1	0	0	0	4	2
	20～29	8	2	12	2	8	1	10	2	13
	30～39	16	6	12	6	10	4	22	4	12
	40～49	14	4	12	8	18	6	20	6	32
	50～59	36	13	43	15	28	8	31	11	32
	60～69	49	17	31	12	39	11	29	13	42
	70才以上	151	52	122	32	156	53	157	51	161

資) 結核年報

70歳以上の高齢者は、中部保健所管内では49人で全体の46.7%を占めており、沖縄県では161人で全体の53.8%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	18	19.6	11	11.9	13	13.9	11	11.8	22	23.5
沖縄市	37	28.7	23	17.7	21	16.1	30	22.9	28	21.2
うるま市	24	21.0	17	14.8	25	21.5	23	19.6	29	24.6
恩納村	3	30.8	3	30.6	3	30.3	2	19.5	1	9.7
宜野座村	2	38.5	1	18.9	2	37.4	0	0.0	1	18.2
金武町	2	18.4	3	27.6	3	27.2	1	9.1	1	9.0
読谷村	3	8.0	4	10.5	6	15.6	9	23.2	6	15.4
嘉手納町	2	14.7	5	36.5	4	29.0	2	14.5	3	21.9
北谷町	1	3.7	2	7.3	2	7.3	5	18.1	5	18.0
北中城村	1	6.3	2	12.7	2	12.6	3	18.7	5	31.1
中城村	1	6.0	6	35.3	3	17.2	1	5.5	4	21.7
管内総数	94	19.9	77	16.2	84	17.5	87	18.0	105	21.6
沖縄県	277	20.1	235	17.0	260	18.7	269	19.2	299	21.2

資) 結核年報

平成24年の市町村別罹患率をみると、北中城村31.1、うるま市24.6、宜野湾市23.5、嘉手納町21.9、中城村21.7の順に高く、管内罹患率を超えている。

(罹患率：人口10万対)

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別的対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（※注）の推進が求められている。

（※注）DOTSとは支援者が服薬を見守り確認し治療を支援するという方法です。

事業の詳細については第3調査研究 2「結核対策特別促進事業」を参照

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防グループ員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

（イ）平成16年11月から毎月1回コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

（ウ）全結核患者の治療完遂のため地域服薬支援体制整備を図り、地域DOTS支援者育成を目的に研修会を開催している。

ウ 結核登録患者への支援状況

患者の届出を受け、早期（1週間以内）の患者面接を実施している。平成24年度の患者面接・訪問指導実人員は174人、延人員646人である。そのうちDOTS指導は実人員161人、延人員603人である。

結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多く、来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼や接触者健康診断を行っている。

平成24年4月～平成25年3月

訪問指導				来所相談					電話相談	
実人員	延人員	再掲		延人員	再掲			延人員	再掲	
		DOTS実人員	DOTS延人員		要医療者	管理検診	その他			DOTS延人員
174	646	161	603	319	256	再掲 (DOTS延人員)	52	11	630	143
					128					

資) 地域保健事業報告

エ 感染症診査協議会

感染症法第24条に基づき設置され、同法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに入院の延長、第37条の2による医療費の申請に関する必要な事項を審議し、意見を述べる。

委員は医師だけでなく、人権尊重の確保の観点から、法律に関する学識経験者及び医療・法律以外の学識経験者も参加し協議される。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

平成24年度開催回数：24回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

平成24年4月～平成25年3月

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条※	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2
342	84	240	3	4	3	8

※37条・・・入院勧告患者の医療費の公費負担

37条の2・・・外来治療患者等に対する医療費の公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

平成24年4月～平成25年3月

区分	氏名	所属・職名
委員長	玉城 和則	日本健康倶楽部嘱託医師
委員	石川 清司	独立行政法人国立病院機構沖縄病院院長
委員	高山 義浩	県立中部病院内科医師
委員	垣花 悠子	中部徳州会病院内科医師
委員	比屋根キヨ子	現所属なし
委員	池間 透	現所属なし

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施（法第17条）

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、経過観察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成24年

回数	検討患者件数(実)	検討延件数	健診対象者			健診対象外	
			同居家族	別居家族	その他(職場等)	家族	その他
21	46	65	59	42	446	78	716
計			547			794	

平成24年接触者健康診断検討会の開催は21回であった。

検討会結果は、接触者健診対象547名、接触者健診対象外794名となっている。

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成24年

		対象者	受診者	受診率	結核患者	潜在性結核感染症
家族、その他		549	467	85.1%	6	4
集団	一般病院・精神病院	524	502	95.8%	4	19
	老人・福祉施設等	68	65	95.6%	0	3
	職場・学校等	82	24	29.3%	0	0
計		1,223	1,058	86.5%	10	26

平成24年接触者健診対象者は1,223名で1,058名（86.5%）受診している。
結核患者の発見は10名であり、26名が潜在性結核感染症として治療となった。

(6) 生化学検査・結核菌検査（塗抹検査、培養検査）（平成24年4月～平成25年3月）

血液検査			喀痰検査			
QFT	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
290	0	52	19	19	1	0

(7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況（平成24年4月～平成25年3月）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
要医療													
管理検診	4	1	4	5	6	3	4	3	6	8	2	6	52
接触者検診	34	53	60	36	30	41	56	39	54	46	41	21	511
直接撮影件数	39	55	66	42	36	44	61	42	61	55	44	27	572
コピー枚数	9	6	15	2	2	4	8	1	5	6	10	21	89

(8) 啓発活動（結核予防に関する知識の普及啓発）

ア 結核予防週間（9月24日～30日）

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 広報資料等の配布

保健所ホームページに結核予防週間の周知、取り組みを掲載している。また管内の労働衛生管理推進大会や食品衛生講習会時にポスターやリーフレット等を配布し、結核予防の周知を図った。

(イ) 街頭啓発活動

中部地区結核予防婦人連絡協議会9名の協力のもと、管内の大型店舗店1ヵ所において「結核予防週間」のぼり掲揚し、結核に関するパンフ及びポケットティッシュ、マスク等配布を実施し普及啓発活動を行った。

(ウ) パネル展示

保健所や管内の大型店舗において、結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等のパネル展示等を9月24日～28日の4日間実施。

(エ) 健康教育の実施状況

(平成24年4月～平成25年3月)

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
5	5	561

結核患者発見のあった施設等において、予防週間期間に限らず結核の基礎知識、管内の状況、発生時対応等について啓発目的で実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

(昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による)

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

平成24年度末現在

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
77(1)	174(8)	2(1)

() は平成24年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

感染症法第53条の13に基づき、結核治療終了後2年間は再発の有無を確認するため、6ヶ月に1回以上、レントゲン撮影等の精密検査(管理検診)を行う。

管理検診は、受診者の便宜を図り、検診を効率的に実施するため保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

エ 結核定期健康診断の実施状況報告(法第53条の2、53条の7)

市町村長、事業所、学校長及び施設の長は、結核の定期健康診断を実施し、保健所長を経由して知事に報告することとなっている。(別表：統計ページ参照)

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院、中部徳州会病院、中頭病院、ハートライフ病院、宜野湾記念病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている。

県民・旅行者別 中部管内・県内発生状況 平成24年度

区分	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	第18週	第19週	合計	
	6/1~6/2	6/3~6/9	6/10~6/16	6/17~6/23	6/24~6/30	7/1~7/7	7/8~7/14	7/15~7/21	7/22~7/28	7/29~8/4	8/5~8/11	8/12~8/18	8/19~8/25	8/26~9/1	9/2~9/8	9/9~9/15	9/16~9/22	9/23~9/29	9/30		
中部	県民	0	9	7	4	14	18	13	10	15	7	34	22	10	12	11	3	3	1	0	193
	旅行者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	0	9	7	4	14	18	13	10	16	7	34	22	10	12	11	3	3	1	0	194
県内	県民	4	20	19	13	32	53	42	38	38	31	73	37	20	35	33	18	7	2	1	516
	旅行者	0	0	0	0	2	4	1	2	4	0	0	4	0	1	0	2	0	0	0	20
	計	4	20	19	13	34	57	43	40	42	31	73	41	20	36	33	20	7	2	1	536

今年度の県内熱中症発生件数は536件。中部管内は194件。

管内では梅雨期間中の第2週（6/3～6/9）から増え始め、台風明けの第11週（8/5～8/11）では急激に増加している。なお第16週（9/9～9/15）からは収束傾向にあるが、依然熱中症予防啓発の周知を継続的に行う必要があると思われる。

男女別・県民旅行者別 中部管内発生状況 平成24年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計	
患者数	13	55	60	3	0	3	14	2	5	4	11	24	194	
内訳 (再掲)	男	12	49	54	3	0	3	12	2	5	4	10	22	176
	女	1	6	6	0	0	0	2	0	0	1	2	18	
	県民	13	55	60	3	0	3	14	2	5	4	11	23	193
	旅行者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

男女比では、男性が194件中176件と、ほとんどを占めている。

旅行者の熱中症の発生件数は昨年度同様今年度も1件ではあるが、引き続き旅行者に対しては、昨年度同様に注意喚起が必要であると思われる。

市町村別に見ると、うるま市が60件と最も多く、次いで沖縄市が55件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には、中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が24件含まれている。

市町村別・年齢階級別 熱中症発生状況

平成24年度

患者数		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
		13	55	60	3	0	3	14	2	5	4	11	24	194
年齢内訳	0～9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	10～19	2	5	8	0	0	1	1	0	1	1	1	3	23
	20～29	3	9	8	0	0	0	5	0	1	0	2	6	34
	30～39	5	8	14	0	0	1	3	1	2	1	2	4	41
	40～49	1	9	11	2	0	0	0	0	1	1	3	3	31
	50～59	1	10	7	0	0	1	2	0	0	0	2	3	26
	60～69	1	9	9	1	0	0	2	1	0	0	1	4	28
	70～	0	4	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	9

年齢別に見てみると、30～39歳が41件と最も多く、次いで20～29歳が34件、40～49歳が31件となっている。

市町村・発症要因別 熱中症発生状況

平成24年度

患者数			宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計	
			13	55	60	3	0	3	14	2	5	4	11	24	194	
発症要因	屋外	農作業	0	4	6	0	0	0	2	2	0	0	0	0	2	16
		漁業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		水泳・甲羅干し	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
		運動	1	3	6	0	0	0	1	0	2	2	0	0	0	15
		ゴルフ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
		屋外作業（就労中）	8	35	31	2	0	1	4	2	2	2	7	16	110	
		屋外作業（就労外）	2	2	4	1	0	0	3	0	0	0	1	1	14	
		その他	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
	屋内	運動	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
		その他	1	6	2	0	0	0	3	0	1	0	2	2	17	

発症要因を見ると、屋外作業（就労中）が110件と最も多く、次いで屋内その他の17件となっている。よって、各現場管理者には注意を呼びかける必要がある。

平成24年度

		疾患名称	基礎疾患有 (件数)
中 部 保 健 所 管 内		高血圧症	12件
		心臓病	2件
		肝臓病	3件
		貧血症	3件
		糖尿病	4件
		呼吸器疾患	1件
		喘息	1件
		脂質異常症	1件
		統合失調症	1件
		痛風	1件
		パセドウ病	3件
		胃癌術後	1件
		心療内科通院	1件
		高血圧症・膀胱癌	1件
		高血圧症・心臓病	1件
		心臓病・糖尿病	1件
		高血圧症・糖尿病・腎臓病	1件
		糖尿病・甲状腺機能低下症	1件
		腎臓病・慢性腎不全	1件
		高血圧症・脂質異常症	1件
	肝臓病・C型肝炎	1件	
	合 計	42件	

第1週から第までの全発生数194件中基礎疾患有りの患者は42件（22%）である。

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」 平成7年7月1日施行

目的：骨髄提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で登録受付業務を実施し、骨髄提供者の確保を図る。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第1・3水曜日の午前中（予約制）

登録受付件数：下の表のとおり

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
11	14	17	17	23	3	7	6	4

(3) 石綿による健康被害に関する救済給付業務

ア 根拠法令及び目的

(ア) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

申請は施行期日の一週間前（平成18年3月20日）より行うことができる

(イ) 「石綿健康被害救済給付業務委託契約」：沖縄県（文化環境部環境政策課）、
独立行政法人環境再生保全機構 平成18年4月10日締結

平成18年4月24日より保健所にて受付業務開始

(ウ) 目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

イ 保健所で行う業務

(ア) 認定申請書、医療費請求書等の受付

(イ) 石綿健康被害救済制度及申請等の手続きの説明・相談

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
認定申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別遺族弔慰金等請求件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

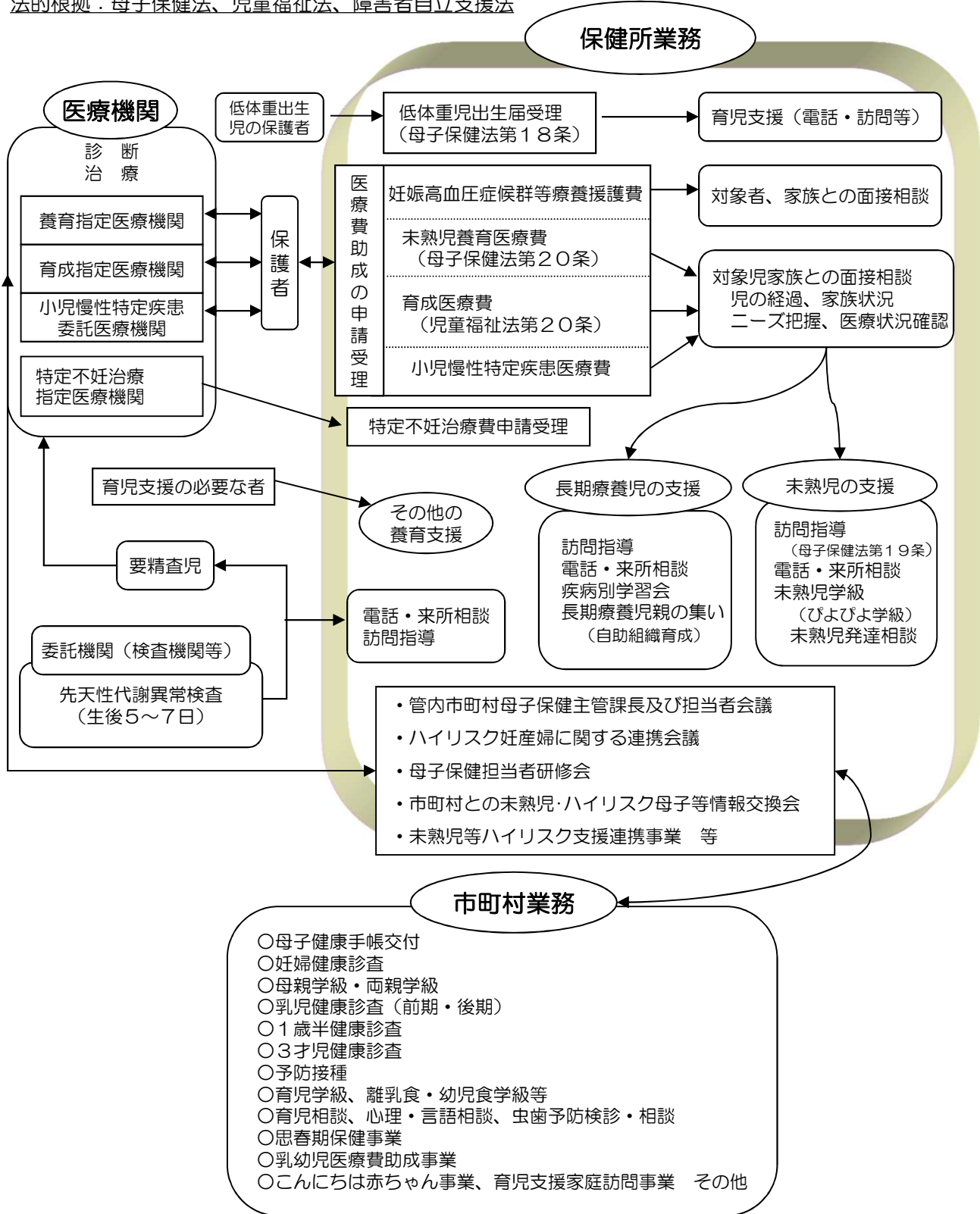
IV 生活支援者施策

1 母子支援

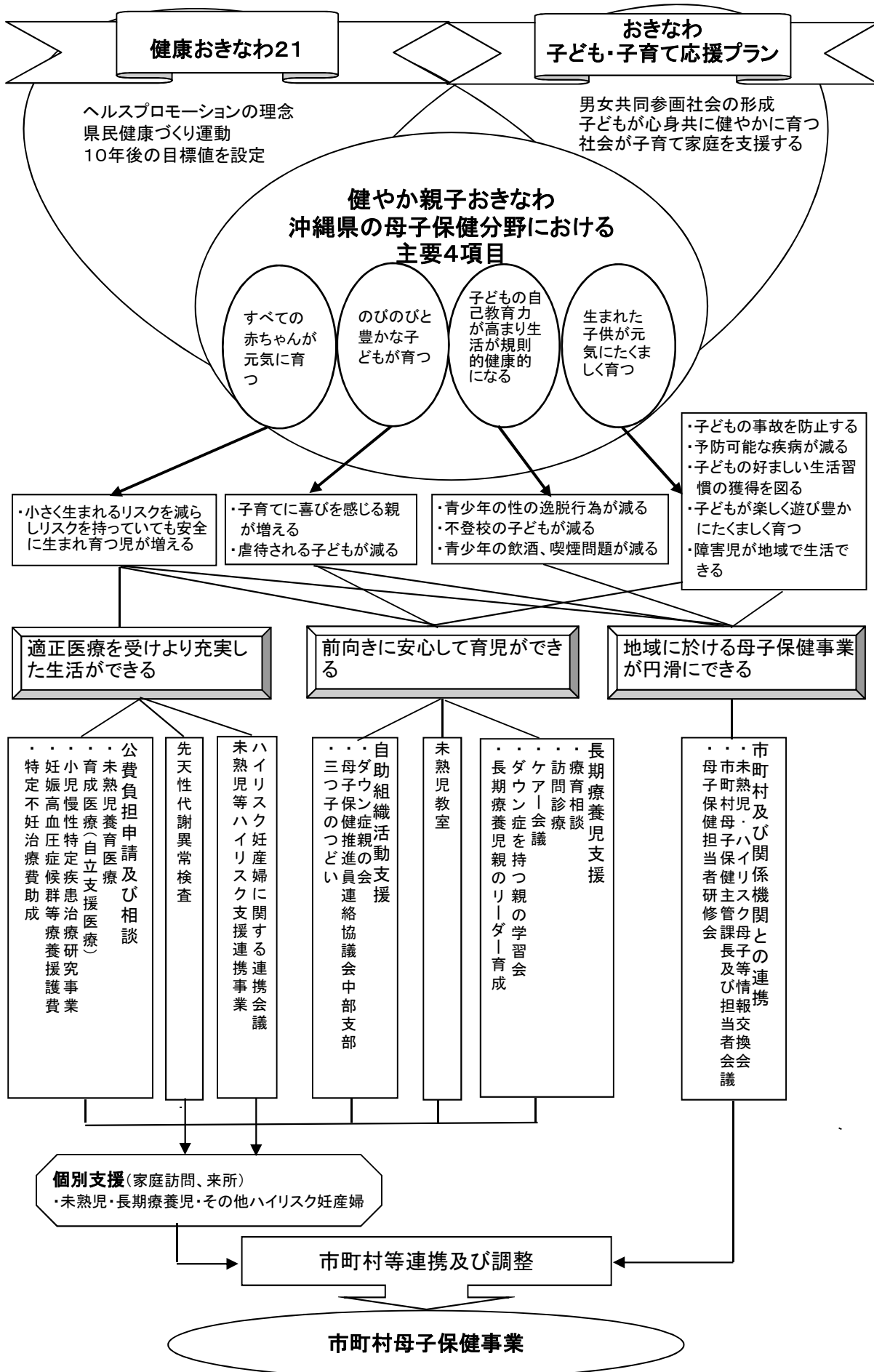
(1) 母子保健(地域保健班)

中部福祉保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法



県の体系図から見た中部福祉保健所における母子保健事業体系（図2）



ア 医療費助成及び相談

(ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が2000g以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

表1 市町村別養育医療交付状況

平成24年度

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
宜野湾市	29	7	3	17	2
沖縄市	48	11	7	23	7
うるま市	40	7	7	22	4
恩納村	2	0	0	2	0
宜野座村	2	1	0	1	0
金武町	6	0	2	4	0
読谷村	19	5	2	9	3
嘉手納町	6	0	2	4	0
北谷町	12	1	2	8	1
北中城村	3	0	2	1	0
中城村	5	0	1	3	1
合計	172	32	28	94	18

表2 医療機関別交付状況

平成24年度

病院名	総合周産期医療センター		地域周産期医療センター			管内医療機関			管外医療機関			合計
	県立中部病院	県立南部医療センター・こども医療センター	那覇市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	やびく産婦人科	上村病院	中頭病院	県立宮古病院	糸数病院	県外医療機関	
人	105	18	7	17	12	2	3	2	2	1	3	172
割合	61.0	10.5	4.1	9.9	7.0	4.1			3.5			100

* 医療機関別状況をみると、県立中部病院から105人（61.0%）、県立南部医療センター・こども医療センターから18人（10.5%）、地域周産期医療センターから36人（21.0%）、管内医療機関から7人（4.1%）、管外医療機関から6人（3.5%）の養育医療申請となっている。

(イ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患（認定基準あり）であって、入院期間7日以上、世帯の前年所得課税額が15,000円以下の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

平成24年度の受給者はいませんでした。

(ウ) 育成医療

根拠：障害者自立支援法 第5条第23項

目的：身体に障害のある児童に対し、指定医療機関（指定医）において生活能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：18歳未満で、身体障害者福祉法第4条の規定に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患がこれを放置するときは、将来障害を残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待しうるもの。

表3 育成医療障害別給付数の推移 平成24年度

	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	心臓機能障害	腎臓機能障害	その他の内臓障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	免疫機能障害	総計
H20年度	95	21	31	81	58	3	144	0	0	0	433
H21年度	122	26	36	103	64	3	163	1	0	0	518
H22年度	111	27	24	96	77	3	149	0	0	0	487
H23年度	109	21	29	102	93	5	174	4	2	0	539
H24年度	90	15	9	99	80	8	166	2	7	2	478

表4 育成医療市町村別障害別状況 平成24年度

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	総計
肢体不自由	15	24	24	1		3	12	2	5	1	3	90
視覚障害	4	5	5				1					15
聴覚・平衡機能障害	1	1	6		1							9
音声・言語そしゃく機能障害	25	14	36		1	1	5	4	5	5	3	99
心臓機能障害	24	17	23			2	4	2	3	2	3	80
腎臓機能障害		5	3									8
その他の内臓障害	15	53	44	3	1	6	15	4	6	9	10	166
小腸機能障害	2											2
肝臓機能障害	2		2	1				1	1			7
免疫機能障害	1		1									2
総計	89	119	144	5	3	12	37	13	20	17	19	478

表5 指定医療機関別育成医療給付件数 平成24年度

障害の種類	沖縄県立中部病院	センター・こども医療センター	沖縄県立南部医療センター	琉球大学医学部附属病院	那覇市立病院	中頭病院	中部徳洲会病院	牧港中央病院	ハートライフ病院	ニッタク	山内矯正歯科クリ	その他県内医療機関	総計
肢体不自由	26	47	10		1							2	90
視覚障害	1	1	10	2								1	15
聴覚・平衡機能障害	1		7										9
音声・言語・そしゃく機能障害	5	7	47							22	10		99
心臓機能障害	9	62	1				4						80
腎臓機能障害	1	2	3									1	8
その他の内臓障害	70	43	16	4	22	8		3					166
肝臓機能障害	2	2	1										7
小腸機能障害	1				1								2
免疫機能障害	1	1											2
総計	117	165	95	7	23	8	4	3	22	14			478

(エ) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、
患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるよう
にする。

表6 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況 平成24年度

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
12	60	16	73	15	63	38	154	54	272	10	16	6	25	5	28	2	23	6	23	3	14	167	751
72		89		78		192		326		26		31		33		25		29		17		918	

※延長は一斉更新した数

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて326人と最も多く、次いで慢性心疾患、慢性腎疾患となっている。

図1 小児慢性特定疾患 疾患別受給状況

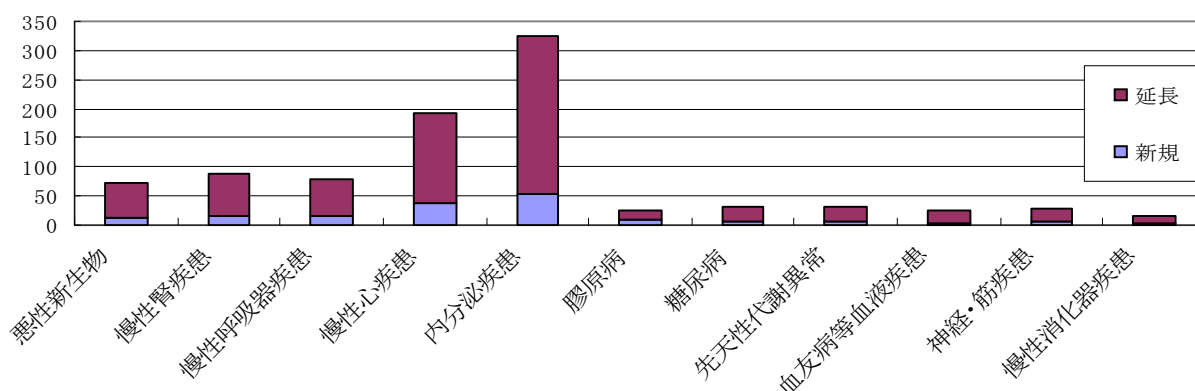


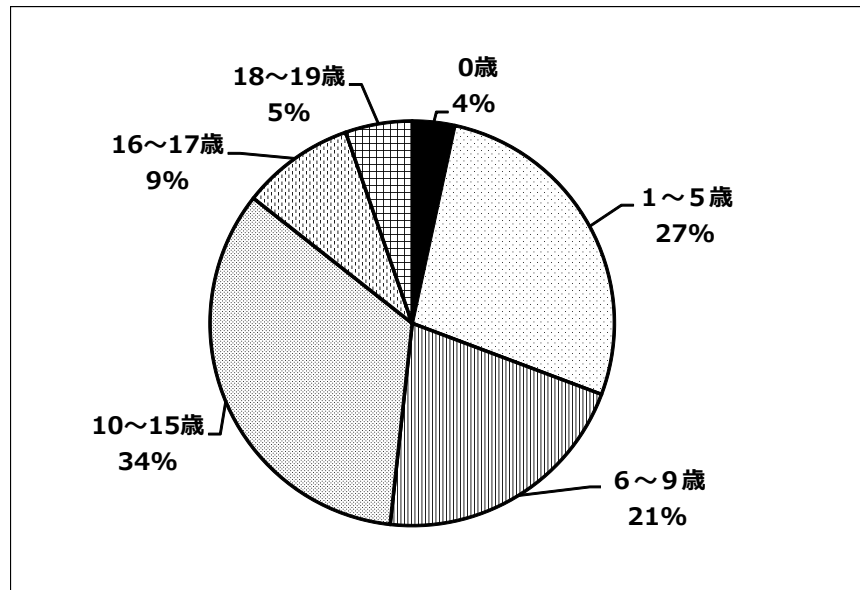
表7 小児慢性特定疾患 市町村別疾患別受給者状況 平成24年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	19	14	6	43	89	8	5	6	3	8	3	204
沖縄市	22	36	28	53	85	8	6	12	9	5	4	268
うるま市	12	20	26	51	68	1	8	8	5	8	2	209
恩納村	0	1	0	3	1	0	0	0	1	4	1	11
宜野座村	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4
金武町	0	4	4	9	7	1	1	0	1	0	2	29
読谷村	9	2	5	10	30	5	2	2	2	2	0	69
嘉手納町	1	2	1	4	6	1	3	0	2	0	1	21
北谷町	1	3	5	6	16	1	3	3	1	0	1	40
北中城村	3	5	1	9	8	0	2	0	1	1	0	30
中城村	4	2	2	4	13	1	1	2	0	1	3	33
合計	72	89	78	192	326	26	31	33	25	29	17	918

表 8 小児慢性特定疾患 年齢別受給者状況 平成24年度

	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
0歳	0	0	3	19	1	2	0	1	0	2	3	31
1～5歳	24	13	39	90	41	7	2	9	6	17	3	251
6～9歳	11	18	15	40	80	5	3	7	3	8	3	193
10～15歳	21	32	18	30	159	9	14	10	11	1	6	311
16～17歳	10	14	2	9	31	0	9	2	3	1	2	83
18～19歳	6	12	1	4	14	3	3	4	2	0	0	49
合計	72	89	78	192	326	26	31	33	25	29	17	918

平成24年度 図 2 小児慢性特定疾患 年齢別受給状況



b 小児慢性特定疾患児手帳（ゆいゆい手帳）交付事業

根拠：児童家庭局長通知

児発第1033号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領

目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。

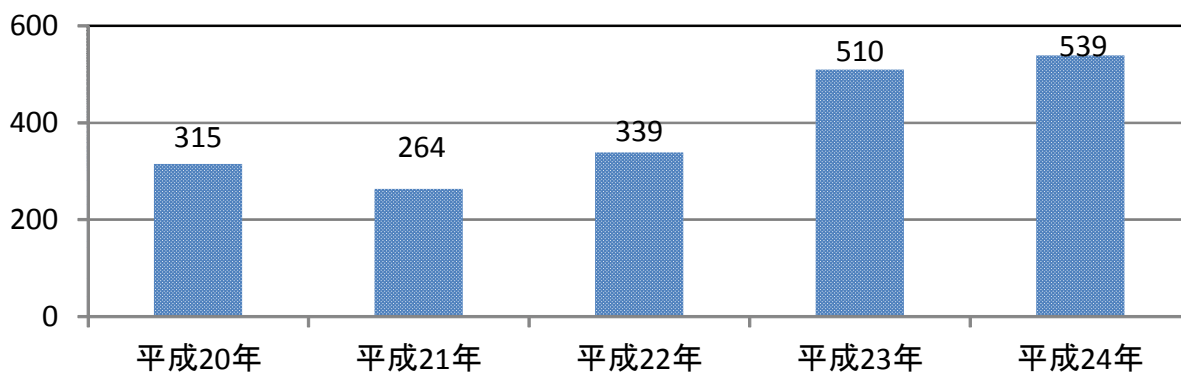
実績：平成24年度の交付件数 126件

(オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

図3 年度別特定不妊治療費助成申請件数



※平成19年度から1年度あたり2回まで助成申請、平成21年度からは1回の治療につき助成額が10万円から15万円までに引き上げられている。平成23年度からは、治療1年度は年3回、2年度目以降は年2回まで、通算5年間まで（但し回数が10回を越えない）の助成となっている。

※申請数は年々増加している。平成21年度に申請数が減ったのは、予算の関係で平成22年1月（早期）に受付終了になったため。

表9 市町村別申請状況

平成24年度

	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
平成20年	65	95	64	4	1	8	19	10	32	9	8	315
平成21年	63	89	51	7	1	9	14	2	21	1	6	264
平成22年	72	85	77	7	2	13	21	12	31	7	12	339
平成23年	125	136	96	9	8	14	32	13	33	18	26	510
平成24年	133	149	96	10	11	7	41	20	36	12	24	539

イ 特殊疾病検査

○ 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表10 先天性代謝異常検査における要精査者状況

平成24年度

市町村	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
要精査数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
検査結果	異常なし	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	精査中 経過観察中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	要治療	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

ウ 健康教育

(ア) 未熟児（ぴよぴよ）学級

根 拠：母子保健法第9条

目 的：①未熟児を持つ親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、
育児への不安を軽減させ、また、仲間と交流することにより育児
ストレスの軽減を図る。

②乳児（未熟児）の心身の発育・発達等について知識を得ることで
育児への自信をつける

対 象：3ヶ月～1才の未熟児を持つ親

実施状況：2ヶ月に1回(偶数月開催)

未熟児（ぴよぴよ）学級実施状況

区分	プログラム	担当者
H24年 4月 11月	・赤ちゃん(未熟児)の 発育、発達の講話 ・交流会	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師 保健師
6月 12月	・絵本の講話 ・交流会	講師：沖縄県子どもの絵本 研究会会員 保健師
H25年 8月 2月	・ベビーマッサージとママの リラックスタイム ・交流会	講師：健康運動指導士 保健師

表11 未熟児（ぴよぴよ）学級参加状況

平成24年度

開催月	母	父	児	兄弟	祖父母等	保育ボラ ンティア
4月	9	3	11	1	0	5
6月	5	1	6	1	0	5
8月	7	0	7	1	0	5
10月	4	0	4	0	0	5
12月	6	0	7	0	1	5
2月	15	0	15	0	0	8
計	46	4	50	3	1	32

※保育ボランティア(報償あり)は沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

表12 未熟児（ぴよぴよ）学級市町村別参加状況

平成24年度

市町村	対象数	参加数	参加率(%)	市町村	対象数	参加数	参加率(%)
宜野湾市	41	1	2.4	読谷村	28	7	25.0
沖縄市	84	13	15.4	嘉手納町	10	2	20.0
うるま市	64	8	12.5	北谷町	16	2	12.5
恩納村	4	0	0.0	北中城村	13	3	23.0
宜野座村	1	0	0.0	中城村	7	0	0.0
金武町	9	1	11.1	合計	277	37	13.3

※対象者277人に対して、受講者37人（13.3%）の受講である。

エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等

場所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第4月曜日午後2:00～3:00 12回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、保健所保健師が主で、必要時に市町村保健師が入る。

養育医療新規申請児114人、その他ハイリスク児285人

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 雇児発第0823001号
沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

a 長期療養児の親の学習会及び交流会

対象者：小児慢性特定疾患受給児の保護者

（甲状腺機能亢進症、バセドウ病、慢性甲状腺炎等）

日時：平成25年3月5日（火）

テーマ：「甲状腺に関する病気の診断・治療・療育について」

内容：講話（医療機関と保護者の立場から）、意見交換

講師：金城さおり先生（県立中部病院小児科医師）

※中学、高校等の思春期の年代にあり、病気への理解が得られにくいなど学校生活での悩みや不安等を抱える保護者へ専門医師による講話及び保護者間の情報交換

参加者数：7人（6家族）

b 親の会育成支援

中部福祉保健所において開催されている自主活動

名称	小耳症児親子の会（サークルみんな）
日時	年6回開催 ※H24年6月、8月、12月は中部保健所で開催
場所	中部福祉保健所 3階 プレイルーム
内容	親同士の交流と情報交換
参加者等	3回の参加者数：延べ 48人（ 12家族）

名 称	中部地区ダウン症児親の会 “スマイルアップ”
開催状況	定例会 毎月1回（第2木曜日）10:00～12:00
場 所	中部福祉保健所 3階 プレイルーム
内容等	親同士の交流と情報交換の場、親同士の学び支え合いの場になっている。
参加者	延人員：331人、49家族（会員・非会員含む）

カ 個別支援状況

根 拠：母子保健法第19条

目 的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊産婦、長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表13 保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子保健訪問状況

年度		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成20年度	実人員	0	73	1	106	5	5	18	208
	延人員	0	81	1	147	5	8	38	280
平成21年度	実人員	1	109	1	138	10	19	3	281
	延人員	1	139	1	172	13	28	3	357
平成22年度	実人員	4	134	4	140	13	26	46	367
	延人員	7	155	4	185	19	44	51	465
平成23年度	実人員	3	87	6	141	7	30	16	290
	延人員	8	95	7	172	14	39	21	356
平成24年度	実人員	2	146	0	163	13	17	1	342
	延人員	2	161	0	200	16	20	1	400

キ 管内市町村母子保健担当者会議及び研修会

根 拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号

目 的：市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び技術的援助を行い、市町村における母子保健事業の円滑な実施を図る。また、母子保健に関する研修等を実施することによって、母子保健担当職員の資質の向上と地域の母子保健の向上を図ることを目的とする。

〔会議〕

回数	開催日	内 容	参加者
第1回	平成24年 5月8日	【養育医療事務及び未熟児支援担当課】 1. 養育医療の事務移譲に関すること ・ 保健所事務の説明 ・ 本庁（健康増進課）事務の説明 2. 質疑応答 【育成事務（自立支援医療）担当課】 1. 育成医療（自立支援医療）の事務移譲に関すること ・ 保健所事務の説明 ・ 本庁（健康増進課）事務の説明 2. 質疑応答	管内市町村 11市町村 (47名)
第2回	平成24年 8月29日	【養育医療事務担当課】 1. 養育医療支給認定申請の流れの説明 2. 申請事務の事務処理及び書類作成等（入力）の説明と 実際 【育成事務（自立支援医療）担当課】 1. 育成医療支給認定申請の流れの説明 2. 申請事務の事務処理及び書類作成等（入力）の説明と 実際	管内市町村 11市町村 養育担当課 25名 育成担当課 27名

〔研修会〕

回数	開催日	内 容	参加者
第1回	平成24年 10月24日	テーマ：「未熟児の発育・発達について」 講 師：県立中部病院NICU 医師：真喜屋智子 テーマ：「保健所での未熟児支援の実際」 講 師：県立中部保健所 保健師：天願恵子	管内市町村 11市町村 (38名)
第2回	平成24年 11月27日	【伝達研修会】 テーマ：「低体重児の保健指導等支援技術向上のための の研修」 I 部：①低体重児について ②新生児に必要な医療 ③低出生体重児の発育・発達 講師：中部保健所 保健師 金城絹子 II 部：①保健指導に必要な知識 ②低出生体重児家庭と家族への支援 講師：うるま市 保健師 上門亜希子	管内市町村 11市町村 (56名)

ク 管内ハイリスク妊産婦に関する連携会議

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：地域で生活する母子が、安心して妊娠・出産及び子育てできるように、産科医療機関と管内市町村及び保健所が互いにハイリスク妊産婦についての情報を共有し、支援の必要な妊産婦にタイムリーかつ一貫した支援を行う。また、母子保健の課題について情報を共有することで管内の母子保健の向上を図る。

開催日	内 容	参加者
H24年8月7日	第1回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. 関係機関の役割や課題の確認 ・市町村と産科医療機関とのグループワーク 2. アンケート実施の確認 平成24年12月アンケート実施	産科医療機関 10カ所 管内市町村 11市町村 (26名)
H25年1月22日	第2回ハイリスク妊産婦に関する連携会議 1. アンケート結果の報告 2. 意見交換	産科医療機関 8カ所 管内市町村 9市町村 (24名)

ケ 市町村との未熟児・ハイリスク母子等情報交換会

根拠：母子保健法第8条、第11条、第19条

地域保健法第6条第1号、第8号

目的：母子保健法第19条の規定により未熟児の対応は都道府県の事務であり、一方新生児の訪問指導は市町村の事務となっていることから、市町村においては未熟児の訪問指導の実施状況を把握する必要がある。このため、保健所は未熟児の支援状況を市町村に通知することにより、連携を図り対象者に効果的な支援を行うこととする。また、管内及び市町村の母子保健に関する課題について情報を共有することにより管内及び市町村の母子保健の向上に寄与する。

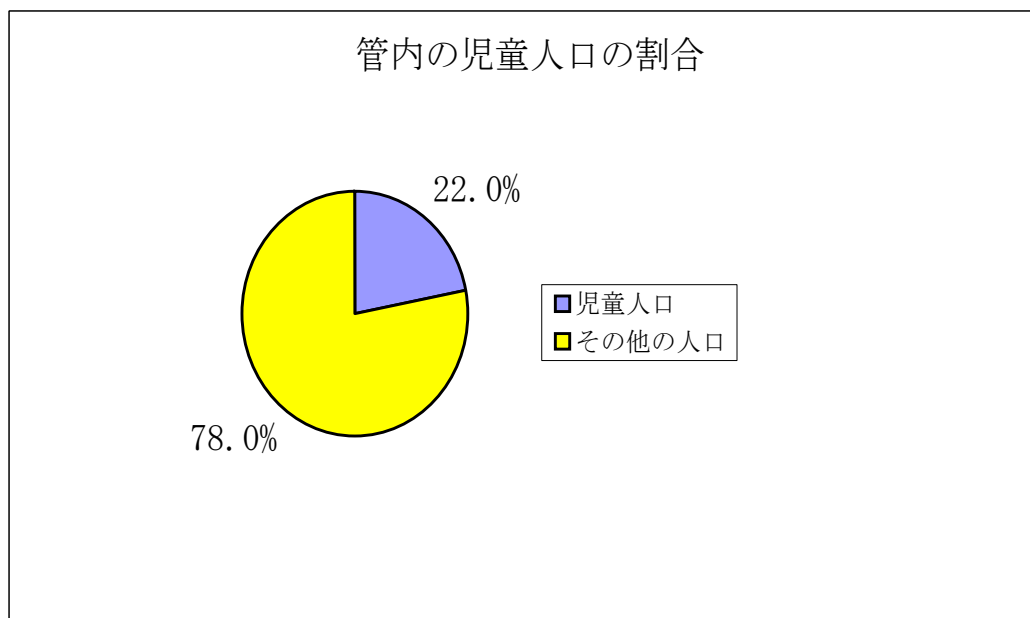
内 容：①未熟児・ハイリスク母子等情報交換（個別事例）
②中部福祉保健所管内母子保健情報（母子保健統計等）
③各市町村における母子保健に関する課題と重点事業

(2) 児童福祉（地域福祉班）

ア 管内の状況

平成25年3月末現在の管内の18歳未満の人口は109,524人で、管内総人口498,327人の22%が児童人口である。

市町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、市では沖縄市が最も高く、町村は宜野座村、次いで北谷町、読谷村の順となっている。



市町村別児童人口

平成25年3月末現在

市町村名	総人口	児童人口	比率
宜野湾市	94,062	20,613	21.9%
沖縄市	138,362	31,640	22.9%
うるま市	120,340	25,956	21.6%
恩納村	10,758	1,971	18.3%
宜野座村	5,823	1,383	23.8%
金武町	11,307	2,353	20.8%
読谷村	40,758	9,118	22.4%
嘉手納町	13,837	2,882	20.8%
北谷町	28,299	6,412	22.7%
北中城村	16,295	3,479	21.4%
中城村	18,486	3,717	20.1%
計	498,327	109,524	22.0%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和47年5月15日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表1及び表2のとおりである。

平成24年度における処理として、受付経路別にみて児童の福祉に関する市町村からの相談が多く、次いで児童の福祉に関する家族・親戚からの相談となっている。

処理種別としては、助産施設への措置、次いで相談・助言となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表1 受付経路別処理件数 平成24年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	市町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
0	0	0	0	0	0	0	21	2	6	0	1	30

表2 処理件数 平成24年度

福祉主事の指導	助産施設	母子生活支援施設	保育所	条法第22・23の報告	送致児童相談所等への通知	調査の完了による児童委員の完結	斡旋・紹介	他機関に紹介	その他・助言	合計
0	21	0	0	0	0	0	3	6	30	

ウ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成24年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村	中城村 北谷町 金武町 恩納村
監査実施保育所	宜野湾市（うなばら保育所、野嵩保育所、宜野湾保育所） 沖縄市（知花保育所、山内保育所、諸見里保育所、胡屋あけぼの保育所、美里保育所、安慶田保育所、嘉間良保育所、泡瀬保育所、南桃原保育所、越来保育所） うるま市（石川保育所、安慶名保育所、豊原保育所、与那城保育所、きむたか保育所） 恩納村（恩納保育所、山田保育所、安富祖保育所） 宜野座村（宜野座村立保育所） 金武町（金武保育所、浜田保育所、並里保育所、嘉芸保育所） 読谷村（読谷村南保育所、読谷村北保育所、読谷村保育所） 嘉手納町（嘉手納町第二保育所、嘉手納町第三保育所） 北谷町（北谷町上勢保育所、北谷町美浜保育所、北谷町謝苅保育所） 北中城村（屋宜原保育所、喜舎場保育所） 中城村（中城村吉の浦保育所、中城村第3保育所）

指導監査実施町村	4町村中	文書指摘	4町村	口頭指導	4町村
指導監査実施施設	38施設中	文書指摘	28施設	口頭指導	38施設

エ 助産施設（児童福祉法第7条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第22条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

（ア）助産の実施の範囲

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則としてC階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分がA及びB階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が420,000円未満である者。

(イ) 負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出産一時金 に係る率
A	生活保護法による被保護世帯	0円	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200円	20%
C1	A及びD階層を除き均等割の額のみ	4,500円	30%
C2	市町村民税の課税世帯所得割の額がある場合	6,600円	

例：市町村非課税世帯（＝B階層）で出産育児一時金が420,000円の場合
産科医療保障制度の保険料(30,000円)を控除し、390,000円を基とする。
 $2,200 + (390,000 \times 20\%) = 80,200$ 円

(ウ) 平成24年度における入所者数：21人

(県立中部病院) 20人

(浦添総合病院) 1人

(エ) 年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成21年度				平成22年度				平成23年度				平成24年度				備 考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村																	県立助産施設 で助産を実施 した場合、助 産の実施に要 する費用は、 県(福祉保健 所)が支弁し、 自己負担金の 徴収も県が行 う。(H16.4.1)
宜野座村						1				3				2			
金武町		1			1				1								
読谷村		1			1	1			2	3			1	1			
嘉手納町									1					1			
北谷町	1	1			3	1			1	1			2				
北中城村					1	1											
中城村	1				1	1				1							
小 計	5				12				13				7				
宜野湾市		2			0									1			
沖縄市	1	1			1	1			1					6			
うるま市	7	5			5	2			4	9			3	4			
小 計	16				9				14				14				
計	21				21				27				21				

(3) 母子及び寡婦福祉（地域福祉班）

母子及び寡婦福祉に関して福祉保健所の主な業務は、母子及び寡婦福祉資金の貸付と償還、母子相談業務等である。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

根拠：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第16条
母子及び寡婦福祉法施行令
母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

母子及び寡婦福祉資金貸付状況（平成24年度）

No	資金の種類	区分	件数	金額（円）
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	62	33,332,550
		寡婦	3	1,398,000
4	就学支度資金	母子	16	7,310,000
		寡婦		
5	修業資金	母子	8	4,758,000
		寡婦	1	456,000
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子	1	241,100
		寡婦	1	112,800
8	生活資金	母子	7	1,886,800
		寡婦	2	501,000
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子	2	367,000
		寡婦		
11	技能習得資金	母子	7	4,590,000
		寡婦		
合計		母子	103	52,485,450
		寡婦	7	2,467,800

イ 母子・父子相談業務（母子自立支援員）

目的：母子・父子及び寡婦家庭の相談機関として母子自立支援員が配置され、母子・父子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び寡婦福祉法（第8条）

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。（平成24年度実績）
（平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更）

相談内容、指導受付状況（平成24年度）

相談内容	相談回数
生活一般	238
児童	155
経済的支援等	1,037
その他	7
合計	1,437

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金
 児童・・・養育、教育、非行、就職
 経済的支援等・・・母子福祉資金（貸付、償還）寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

根拠：沖縄県母子福祉協力員規程

エ 母子家庭等に対する支援事業

・「自立支援教育訓練給付金」

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し終了した場合、経費の20%（4,001円以上で10万円を上限）を支給。

・「母子家庭高等技能訓練促進費」

母子家庭の母自立支援教育訓練給付金が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、就業中の生活の負担軽減をはかり、資格取得を容易にするため「高等技能訓練促進費」を支給（非課税世帯：月額10万、課税世帯7万500円なお、平成25年度入学者からは支給期間は上限2年となる。）管内8町村における実績は下記のとおり。

※父子家庭の父は平成25年度入学者から対象となった。

（単位：千円）

年度	対象者数	取得資格（予定）	支給金額	備考
平成22年度	3名	看護師(1)、保育士(2)	3,484	金武町
平成23年度	3名	看護師(2)、准看護師(1)、保育士(1)	5,056	金武町・北谷町・中城村
平成24年度	6名	看護師(2)、保育士(3)、理学療法士(1)	6,985	金武町・北谷町・中城村
平成25年度 （予定）	6名	看護師(2)、保育士(3)、理学療法士(1)	7,124	金武町・北谷町・中城村 読谷村

オ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であつて、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

(平成25年4月現在)

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入所人員
レインボー ハイツ	13	沖縄市諸見里 2-7-8	沖縄市	こども 家庭課長	S49.6.1	(098) 933-2562	13世帯 (36人)

カ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容	電話番号
宜野湾市	久留 蓉子	334	S53.3	○新入学児童激励会及び総会 ○ピクニック○講習会 ○研修会派遣○就労支援事業	892-6525 (社協内)
沖縄市	安座間 睦江	240	S52.4	○総会○ビーチパーティー ○クリスマス会○新入学児童激励会 ○定例会	937-1188 (母子会)
うるま市	山城 弥生	340	S53.2	○総会○ピクニック ○新入学児童激励会○講習会 ○ビーチパーティー○クリスマス会 な	974-9378 (母子会)
恩納村	松田 静子	40	S52	○総会○親子ふれあい視察研修 ○講習会	965-2083
宜野座村	比嘉 明美	15	S43.12	○総会○ピクニック○月見会○遠足	968-8979 (社協内)
金武町	仲間 澄子	30	S58	○総会○講習会 ○新春のつどい○すこやか講座	968-3310 (社協内)
読谷村	仲村 律子	120	S50.4	○新入学児童激励会○総会○勉強会 ○運動会○クリスマスパーティー ○子ども祭り○もちつき大会	958-2939 (社協内)
嘉手納町	津嘉山 京子	230	S53.8	○総会○役員研修○新一年生歓迎会 ○親子サマーキャンプ ○クリスマス会○生け花講習	956-6033 (オレンジキッチン)
北谷町	職務代行 岸本 幸子	130	S47	○総会○ピクニック○新入学児童激励会 ○講習会○クリスマス会	936-2940 (社協内)
北中城村	石嶺 智子	63	S56	○総会○社会見学○習字教室 ○講演会○母子児童年度末図書贈呈	(090)1875 -9903
中城村	永山 勝子	117	S58.5	○総会○母子ピクニック ○親子工作教室	895-4081 (社協内)

(4) 配偶者間暴力相談・婦人保護事業（地域福祉班）

年々増加傾向にある配偶者間暴力相談に対応するため、平成23年4月1日より南部及び中部福祉保健所においても配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という）の機能が付与されることとなり、本県においては女性相談所を中心に6つのセンターで配偶者間暴力相談及び婦人保護事業を行うこととなった。

平成24年度における当センターでの相談件数は、783件で、平成23年度に比べて110件増加しており、うちDVを含む相談件数は734件で全体の93.7%を占めている。

市町村別相談内訳（平成24年度）

市町村名	来所		電話		出張		巡回		合計	
	内DV		内DV		内DV		内DV		内DV	
宜野湾市	13	13	59	58	6	6	0	0	78	77
沖縄市	59	58	173	172	10	10	0	0	242	240
うるま市	28	27	83	75	6	6	0	0	117	108
恩納村	1	1	4	4	0	0	0	0	5	5
宜野座村	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
金武町	12	11	25	24	0	0	0	0	37	35
読谷村	24	23	69	66	6	6	0	0	99	95
嘉手納町	8	8	23	23	3	3	0	0	34	34
北谷町	33	28	75	59	12	10	0	0	120	97
北中城村	4	3	17	16	4	4	0	0	25	23
中城村	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
那覇市	0	0	4	2	0	0	0	0	4	2
石垣市	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
浦添市	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1
名護市	0	0	2	1	0	0	0	0	2	1
糸満市	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
西原町	4	4	4	4	2	2	0	0	10	10
県外	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
計	187	177	547	510	49	47	0	0	783	734

*内DV＝相談内容にDVを含むものの再掲

保護命令申立件数（平成24年度）

市町村名	合計	保護命令(新規・再度)				
		新規	再度	配偶者		
				夫	内夫	元夫
宜野湾市	2	1	1	0	2	0
沖縄市	8	7	1	7	0	1
うるま市	3	3	0	1	0	2
読谷村	5	5	0	4	0	1
嘉手納町	1	0	1	1	0	0
北谷町	2	2	0	1	0	1
北中城村	1	1	0	1	0	0
合計	22	19	3	15	2	5

*当センター保護命令申立申請はすべて計上（取下ケースも含む）

2 障害者支援

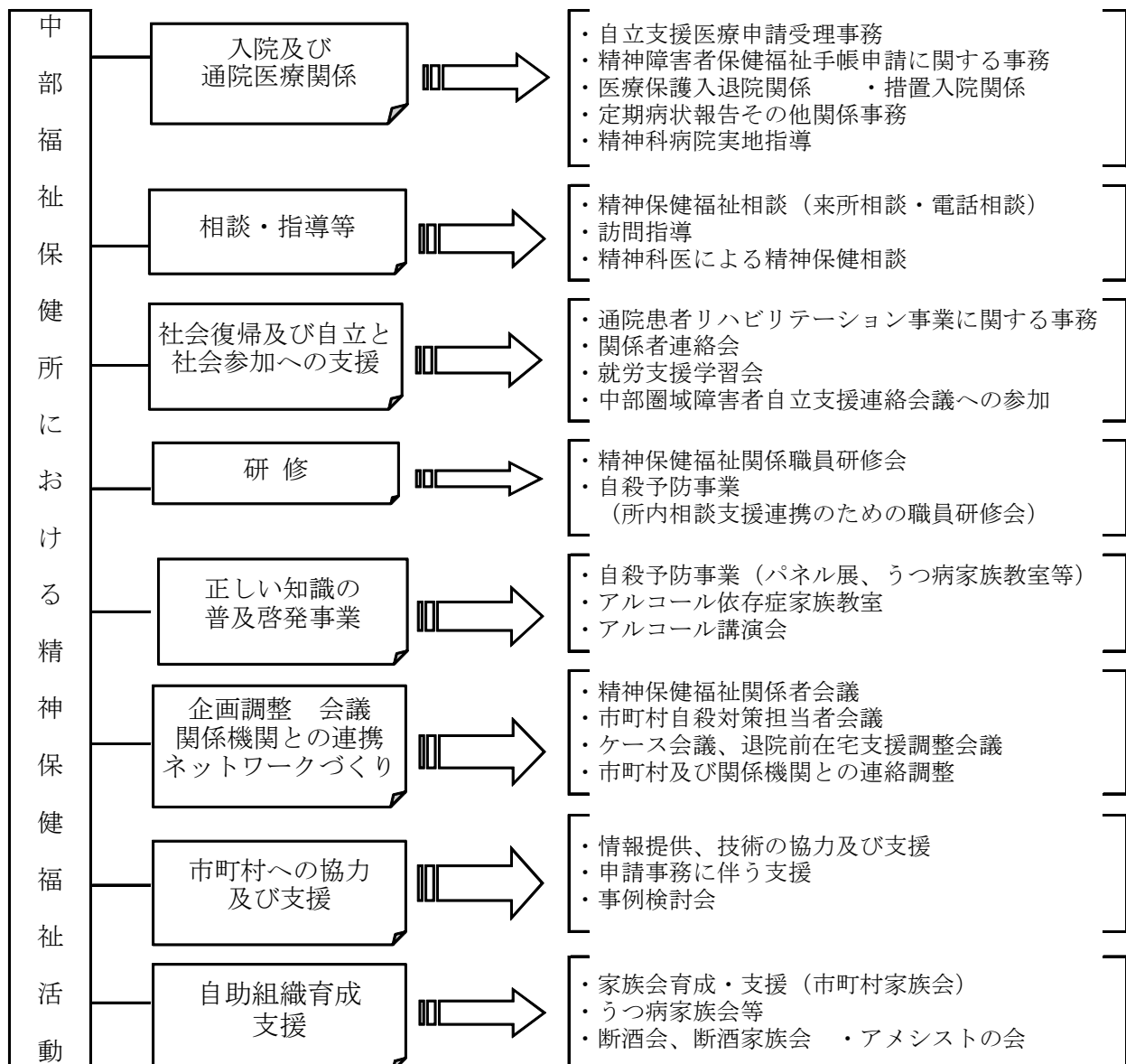
(1) 精神保健福祉（地域保健班）

平成5年「障害者基本法」の制定により精神障害者も福祉施策の対象となり、平成7年「精神保健法」から「精神保健福祉法」へ改正され、障害者の自立と社会参加の促進が目的に明示された。平成11年の同法改正に伴い、精神障害者の保健福祉の充実が掲げられ、市町村を実施主体とする在宅福祉サービスが位置づけられた。

精神保健医療福祉施策は平成16年「精神保健医療福祉の改革のビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心への転換」という基本的な理念により推進されている。平成18年障害者自立支援法の施行により、通院医療公費負担制度は「精神保健福祉法」から「障害者自立支援法」に移行となり、自立支援給付・地域生活支援事業が実施され、障害の種別（身体、知的、精神）にかかわらず身近な市町村を中心にサービスが提供されることになった。

また、平成18年自殺対策基本法の制定、平成19年「自殺総合対策大綱」により、自殺対策を社会全体で総合的に取り組むことになった。また、平成23年保健医療計画に記載する4疾病5事業の5疾病目に精神疾患が追加されることになり、平成24年6月に「障害者総合支援法」が成立した。（平成25年4月施行予定）

保健所では下記の事業を行っている。



ア 入院及び通院医療に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者自立支援法第58条

精神疾患のため通院治療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者自立支援法により90%を助成する制度。原則1割が自己負担（所得に応じて負担軽減あり）となるが、沖縄県では復帰特別措置法の適用により全額公費負担となる。精神保健福祉法第32条に定められていた精神通院医療の公費は、平成18年4月1日から自立支援医療費に移行した。指定医療機関制度の導入により、病院、診療所、薬局、訪問看護事業所も指定され、支給決定の有効期間も2年から1年になった。

表1 市町村別・疾病別自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況 平成24年度

市町村	統合失調症	気分(感情)障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	脳器質性精神障害(認知症を除く)	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	695	903	230	74	20	12	2	10	1	34	130	107	6	61	0	2,285
沖縄市	1,404	1,482	396	132	22	27	6	16	0	82	250	205	7	117	0	4,146
うるま市	1,393	1,041	385	124	4	77	2	7	1	55	190	212	20	85	0	3,596
恩納村	108	58	33	5	0	9	1	0	0	1	18	8	3	7	0	251
宜野座村	43	28	15	0	0	0	0	0	0	1	12	5	0	4	0	108
金武町	146	69	31	18	1	5	0	1	0	3	24	5	0	31	0	334
読谷村	384	315	108	29	1	28	0	2	2	23	36	42	0	21	0	991
嘉手納町	117	110	43	26	1	1	0	0	0	9	15	22	1	7	0	352
北谷町	223	252	54	19	3	4	0	4	0	12	29	36	3	29	0	668
北中城村	134	143	60	12	1	4	0	0	0	5	34	19	1	12	0	425
中城村	180	127	63	7	1	3	0	0	0	10	23	13	0	17	0	444
合計	4,827	4,528	1,418	446	54	170	11	40	4	235	761	674	41	391	0	13,600

*平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に有効期間のあった方の数である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰や社会参加の促進を図るために平成7年10月に創設された。本人の申請により交付され、有効期間は2カ年でその都度更新が必要である。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

表2 市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況 平成24年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	199	534	382	26	14	47	192	35	51	50	58	1,588
2級	619	1,028	839	50	25	94	195	72	155	87	94	3,258
3級	143	303	181	13	5	19	49	19	58	16	27	833
合計	961	1,865	1,402	89	44	160	436	126	264	153	179	5,679

*平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に有効期間があった方の数である。

(ウ) 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条1項・2項入院）

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医による診察の結果、入院が必要と判断された患者で本人の同意が得られないため保護者の同意に基づいて行われる入院である。医療保護入院を行った場合、精神科病院の管理者は、10日以内に同意書を添えて最寄りの保健所長を経由して県知事に届け出なければならない。

表3 医療保護入院者数

	症状性を含む器質性精神障害 (F0)				精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)				統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害 (F2)	気分（感情）障害 (F3)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	成人のパーソナリティ及び行動の障害 (F6)	精神遅滞（知的障害） (F7)	心理的発達障害 (F8)	小児期及び青年期に通常発症するの精神障害 (F9)	その他	合計	
	計	アルツハイマー型認知症 (F00)	血管性認知症 (F01)	左記以外の症状性を含む器質性精神障害 (F02)	計	アルコール使用による精神及び行動の障害 (F10)	覚せい剤使用による精神及び行動の障害	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害											
平成23年度	585	334	122	129	63	62	1	0	636	117	19	1	3	15	4	1	2	1	1,447
平成24年度	692	422	170	100	63	59	0	4	625	118	21	0	2	15	4	3	9	2	1,554
宜野湾市	50	38	7	5	7	7			48	10	1								116
沖繩市	194	106	59	29	12	10		2	174	25	3		1						409
うるま市	211	130	50	31	16	16			152	23	2		5		1	4	1		415
恩納村	4	4			1	1			18		1		3						27
宜野座村	6	4	1	1	0				7	2	1								16
金武町	29	18	5	6	1	1			20	2							2	1	55
読谷村	29	18	6	5	4	3		1	26	13	6						1		79
嘉手納町	10	1	6	3	3	3			26	8	1								48
北谷町	12	7	5		5	5			30	6			1						54
北中城村	33	27	6		1	1			18	7			1						60
中城村	37	22	11	4	3	3			15	2			1						58
その他	77	47	14	16	10	9		1	91	20	6		1	4	4	2	2		217

※精神保健福祉法第33条第7項に基づき、当保健所管内精神科病院管理者より届出のあった医療保護入院者を計上している。

(エ) 精神障害者にかかる申請・通報状況

一般人からの保護申請、通報、届け出等を受理し、調査結果により診察が必要と認められた者について、指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院させなければ自傷他害の恐れがあると診断した場合、県知事の権限による措置入院となる。精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

表4 精神障害者にかかる申請・通報状況

	申請・通報・届出等件数				計	診察を受けた者		調査により診察不要と認められた者	酌量規制法による通報
	合計	一般人の申請 (法第23条)	警察官通報 (法第24条)	精神病院管理者の届け出 (法第26条の2)		要措置 (法第29条)	措置不要		
平成23年度	85	3	82	0	28	26	2	57	2
平成24年度	80	1	78	1	38	34	4	42	0

(オ) 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号
厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長
連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や社会復帰・社会参加の促進を図るため、精神科病院の实地指導(实地審査を含む)を行っている。

特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要がある。平成24年度は、12月～平成25年2月にかけて、当保健所管内の8精神科病院について、以下の指導項目で実施した。

(沖縄県精神科病院实地指導要領抜粋)

- ①前年度の实地指導に対する改善状況について
- ②精神科病院内の設備等について
- ③医療環境について
- ④精神保健指定医について
- ⑤指定病院について
- ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦特例措置について
- ⑧入院患者の通信面会について
- ⑨入院患者の隔離及び身体拘束について
- ⑩入院患者の隔離・身体拘束等の行動制限に関する一覧台帳の整備について
- ⑪入院患者等のその他の処遇について
- ⑫退院促進への取り組みについて
- ⑬その他

イ 相談指導等

(ア) 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

根拠：精神保健福祉法第47条・48条

精神保健福祉相談員や保健師が、本人や家族・関係者からの相談(来所・電話)に随時対応している。相談内容は、アルコール問題やうつ病、心の健康づくりに関すること、社会復帰に関すること、その他等である。その他の内容は、医療中断者や未治療者の受診についての相談、就労に関すること、在宅療養者の生活相談等であり必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。

又、複雑困難なケースについては精神科医による相談につなげたり、事例検討をし支援内容の検討を行っている。

表5 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導

年度	形態	実人員	延 人 員							
			計	老人 精神保健	社会 復帰	アル コール	薬物	思春期	心の健康 づくり	その他
平成22年度	電話		1480	9	92	144	20	23	16	1176
	来所	288	434	7	23	50	2	5	4	343
	訪問	98	238		42	12	2			182
平成23年度	電話		1762	25	40	196	25	18	29	1429
	来所	260	417	1	10	64	9	5	9	319
	訪問	98	303	2	13	15	1		1	271
平成24年度	電話		1809	20	69	221	27	8	170	1294
	来所	291	420	2	20	71	9	3	73	420
	訪問	115	280		27	18	1	2	18	214

(イ) 精神科医による精神保健相談（精神保健福祉法第47条）

精神科医による医学的な判断や指導助言により、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援することを目的として予約制により実施している。

平成24年度は25回開催、36名の相談を行った。概要は下記の通りである。

表6-1 市町村別

宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
5	12	9	2	0	1	4	2	0	1	0	36

表6-2 相談者別

本人	家族	本人と家族	本人と知人	その他関係者
6	16	5	8	1

表6-3 年代別

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
1	6	11	7	8	2	0	1

相談者36人のうち家族の相談が最も多く16人件となっている。相談内容は、「病気がどうか」が最も多く23件、「対応について」13件、「治療の必要性について」9件であった。（複数回答）

相談の結果、「対応のアドバイス」20件、「医療機関受診勧奨」13件、「その他」3件であった。（複数回答）

ウ 社会復帰事業

(ア) 通院患者リハビリテーション事業

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。

沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始している。

表7 通院患者リハビリテーション事業利用状況

平成24年度

訓練時期	申込者(人)	決定者(人)	協力事業所(件)	協力事業所の業種
前期 (H24. 4/1～9/30)	9	9	8	・クリーニング業 ・農園 ・飲食業 ・美容室 ・特別養護老人ホーム
後期 (10/1～H25. 3/31)	10	10	7	
合計	19 (14)	19 (14)	15 (10)	

前期は9人の申し込みがあり全員決定、後期も10人の申し込みがあり全員が決定し訓練を開始した。

< 訓練結果 >

平成24年度の訓練者実数は14人、延数は19人、訓練結果内訳は次表のとおりである。

表8 通院患者リハビリテーション事業結果内訳

平成24年度

訓練終了者（訓練中止者も含む）（人）											合計 A+B=C	訓練者 継続者 D	訓練者 実数 C+D=E	
就労			就労以外							小計 B				
契約訓練事業所（パート含む）	他の事業所（パート含む）	小計 A	訓練等利用	職適等の他の就労	施設へ入所・通所	生活訓練施設・授産	訓練終了し在宅	訓練中止し在宅	入院					死亡
0	0	0	3	0	3	3	0	0	0	0	9	9	5	14

(イ) 通院患者リハビリテーション事業関係者連絡会

目的：通院患者リハビリテーション事業における協力事業主等が、障害者雇用制度等について理解を深めることにより精神障害者の社会復帰を促すことを目的とする。

対象：協力事業所、訓練生に関わっている医療機関、地域活動支援センター等

日時：平成25年3月5日（火）午後3時～5時

内容：①平成23年度事業実績報告

②講話「精神疾患を持つ訓練生について」 平和病院院長 小渡敬先生

③意見交換

参加数：12人

(ウ) 精神障害者就労支援学習会

目的：社会適応訓練を有効に活用し、訓練生が自分にあった働き方を学ぶことで就労意欲を高めることと、より充実した生活をめざすことを目的とする。

対象：管内の通院患者リハビリテーション事業の訓練生及び家族、協力事業所、医療機関及び関係機関

日時：平成24年8月17日（金） 午後2時～4時

内容：①精神障がい者の就労支援体制について

②講話「就労継続支援B型事業所 大夢の取り組みについて」

就労継続支援B型事業所 大夢 所長 石川哲次

「事業所利用者体験報告」 大夢利用者

③情報交換

参加者：30人

エ 研修

(ア) 精神保健福祉関係職員研修会

目的：入院中の精神障害者の療養に従事する看護職員等が、精神障害者の地域移行支援を円滑に行うため、専門知識や技術を習得することを目的とする。

対象：管内の精神科病院に従事する病棟看護師、訪問看護師等

日時	内容及び講師	参加人数
平成24年 12月3日 (月) 14:00 ～16:30	テーマ：「入院中から取り組める地域移行支援について」 ①地域移行支援事業について 講師：中部圏地域体制整備コーディネーター 松本 学 ②琉球病院の取り組み 講師：独立行政法人国立病院機構 外来看護師長 山田久枝	31

(イ) 所内相談支援連携のための職員研修会

根拠法：自殺対策基本法

目的：所内各相談窓口の担当者が、メンタルヘルス上の問題が疑われる相談者に適切に対応でき、必要な人を精神保健の相談につなげられるようにするため、所内相談窓口間の連携を強化することを目的とする。

対象：所内相談担当者職員

	内容	講師	参加人数
平成25年 2月22日 (金)	初回相談対応について ～「メンタルヘルス上の問題が疑われる事例」への 初回相談対応と所内相談窓口の連携について～ ①事例を通してのグループワーク ②講話	沖縄県立看護大学 准教授 渡久山朝裕	16名 (4班より参加)

オ 普及啓発事業

(ア) 自殺予防事業

a 自殺予防キャンペーン事業

根拠法：自殺対策基本法 第4条 12条 自殺予防週間事業

(a) こころの健康パネル展・チラシ配布

目的：うつ病や自殺に対する正しい知識・各種事業・相談窓口の普及啓発

対象：一般県民

日時・場所：平成24年11月22日（木）～30日（金） 中部福祉保健所1階

内容：うつ病の知識とアルコール依存症を中心としたパネルの展示、各種関連する事業や相談窓口に関するチラシ配布

(b) 普及啓発バッジの作成

ゲートキーパー養成研修受講者に「ひとりで悩まないで」のバッジを活用してもらうため、養成に取り組んでいる市町村へ配布

(c) 管内市町村等へのパネル貸し出し（管内市町村4箇所）

b うつ病家族教室

根拠法：自殺対策基本法 第4条 12条

目的：うつ病当事者を支える家族が、うつ病に対する知識や理解を深め、また家族同士の情報交換を行うことにより、家族が適切なサポートができるようになる。

対象者：うつ病と診断され治療中（入院・通院）の方の家族

表9 内容及び参加状況

日時	内容及び講師	参加人数
平成24年 7月18日 (木)	・講話「うつ病の理解について」 講師：蟻塚 亮二（沖縄協同病院医師） ・参加者交流「自己紹介、情報交換他」	20
平成24年 7月25日 (木)	・講話「家族の接し方について」 講師：國井 昭男 (ノブールクリニックやんばる 臨床心理士) ・参加者交流「普段感じていること困っていること」	14
平成24年 7月31日 (水)	・講話・グループワーク 「家族のストレス対処法」 講師：長田 清（長田クリニック院長）	11
平成24年 8月9日 (金)	・体験発表 家族会「スマイル」会員 ・参加者交流 各グループ 「参加しての感想、講話を聞いて実践したこと、してみたいこと」	9

c うつ病家族会勉強会

内容：講話「うつ病の治療について」講師：平安病院 院長 大田裕一氏

日時：平成25年2月27日（水） 午後2時～4時

参加人数：14人

d うつ病家族会 定例会

日時：毎月第 3木曜日 午後2時～3時半

実施：12回 参加人数：67人（延べ）

(イ) アルコール依存症の家族教室

目的：家族が「アルコール依存症」についての正しい知識および本人への対応を学び、家族同士の情報交換や交流を図ることでお互いに支え合い、一日も

早い回復を目指すことを目的とする。

対象：管内市町村の居住者で、アルコールの問題を抱えている・悩んでいる家族
表10-1 教室内容及び参加状況（第1クール）

開催日	教室内容	参加数
平成24年 6/7(木)	講話「アルコール依存症の理解と家族の対応」 講師 琉球病院 アルコール病棟師長 古川房予 私の体験談 断酒協議会	32人
6/14(木)	家族の体験談 断酒家族会たけのこ・ひまわり 参加者交流	28人

表10-2 教室内容及び参加状況（第2クール）

開催日	教室内容	参加数
平成24年 11/30(金)	講話「アルコール依存症の理解と家族の対応」 講師 糸満晴明病院 臨床心理士 兼久満 私の体験談 アメシストの会	28人
12/7(金)	家族の体験談 断酒家族会ひまわり・たけのこ 参加者交流	20人

(ウ) アルコール依存症講演会

目的：アルコールに関する正しい知識及びアルコールに関連する沖縄県の状況を広く周知し、地域におけるアルコール問題の関心を高め、アルコール依存症のリスクの高い飲酒をしている者を減少させることを目的とする。

対象：中城村住民、管内関係者、アルコール問題に関心のある者、その他中部保健所管内の市町村等

場所：中城村吉の浦会館 ホール

表11 内容及び参加状況

開催日	内容及び講師	参加数
平成24年 10月25日(木) 19:00～21:00	講話「お酒と沖縄を取り巻く現状」 講師 琉球病院 精神科医 福田貴博 私の体験談 断酒会 家族の体験談 断酒家族会	86人

カ 関係機関との連携

精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、中部管内の関係機関と連絡会議等を開催している。

(ア) 精神保健福祉に関する会議

平成24年度

会議名	日時	内容	参加者
精神保健福祉 関係機関連絡会議	平成24年 5月28日	警察署との連絡会議 ①中部管内における通報状況と処理結果 ②警察署と保健所の連携 ③心神喪失者等医療観察法について ④情報交換	6機関 (16人)

(イ) 自殺対策に関する会議

会議名	回数(日時)	内容	参加者
市町村自殺対策 担当者会議	平成25年 3月8日	管内市町村自殺対策担当者にアンケートを行い、 取り組み状況を報告し、課題について話し合い、 情報交換した。	6機関 (6人)

(ウ) 退院前在宅支援調整会議

根拠：精神保健及び精神障害者に関する法律38条、47条

精神科病院に対する指導監督等の徹底について

(平成10年3月3日障第113号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

	精神保健福祉法関連				医療観察法 関連	合計
	小計	措置入院	医療保護入院	任意入院		
H22年度	47	42	4	1	12	59
H23年度	51	27	24	10	21	72
H24年度	62	39	16	7	28	88

キ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して必要な助言、援助を行い育成、支援している。

表12 家族会活動状況

平成24年11月現在

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
中部地区精神療養者家族会 野菊の会	毎月 最終木	中部福祉保健所	定例会	H2. 2月
NPO法人うるま市 心の健康を守る結の会	毎月 第3木	ゆい作業所	定例会 作業所運営	H18. 4月
読谷村 精神療養者家族会	第2月	読谷村 総合福祉センター	定例会 ゆんたく会	H6. 4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月 第2木	嘉手納町 総合福祉センター	定例会	H9. 11月
沖縄市障がい者家族会 おあしすコール	毎月 第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16. 4月
金武町 いっぺいの会	第4木 (月により変 更あり)	金武町 総合保健福祉センター	定例会	不明
なごみの会 (認知症の人と家族の会)	偶数月 第3水	中部福祉保健所	定例会	H14. 6月 (北部で発足)
うつ病家族会	毎月 第3木	中部福祉保健所	定例会	H22. 3月

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。

表13 管内断酒会開催状況

平成24年11月現在

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
沖縄断酒友の会 (県断酒協議会)	毎週(木)	19:00 ～ 21:00	中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒友の会 (県断酒連合会)	毎週(金)		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 (身障者断酒会)	毎月第2(土)		中部福祉保健所	H5年発足
中部アメシストの会 (女性の会)	毎週(火)		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 (たけのこ)	毎月第3(水)		中部福祉保健所	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 (ひまわり)	毎月第1(月)		中部福祉保健所	H18年9月発足
読谷断酒会	毎週(月)		読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
うるま断酒会	毎週(火)		石川保健相談センター	S62年9月発足
具志川断酒会	毎週(金)		うるま市健康福祉センターうるみん	H7年9月発足会
北谷断酒会	毎週(木)		北谷町保健相談センター	H13年発足
宜野湾断酒会	毎週(火)		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
宜野湾・愛知断酒会	毎週(火)		玉木病院	H22.3月発足

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（地域福祉班）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる。

区分	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
	体	体幹障害			1級～3級、5級
		自由	乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害		上肢機能 移動機能
	内臓		心臓機能障害		1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
		小腸機能障害			1級、3級、4級
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

No.	市町村名	視覚	聴覚	平衡	音言そ	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	合計
1	宜野湾市	193	414	2	61	1,716	1,253	323	72	95	4	4,133
2	沖縄市	370	726	2	81	2,865	1,770	542	150	153	4	6,663
3	うるま市	388	737	3	83	2,579	1,724	497	167	176	0	6,354
4	恩納村	42	51	0	8	237	120	39	14	14	0	525
5	宜野座村	29	51	0	8	151	67	22	9	13	1	351
6	金武町	41	65	0	6	262	148	38	14	7	1	582
7	読谷村	96	217	1	16	774	418	136	44	47	1	1,750
8	嘉手納町	48	72	0	11	336	175	60	16	24	0	742
9	北谷町	55	113	1	19	532	308	102	24	39	2	1,195
10	北中城村	34	78	0	7	286	187	47	10	20	1	670
11	中城村	51	103	1	9	356	196	64	22	19	1	822
	計	1,347	2,627	10	309	10,094	6,366	1,870	542	607	15	23,787

(沖縄県身体障害者更生相談所の統計より抜粋)

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

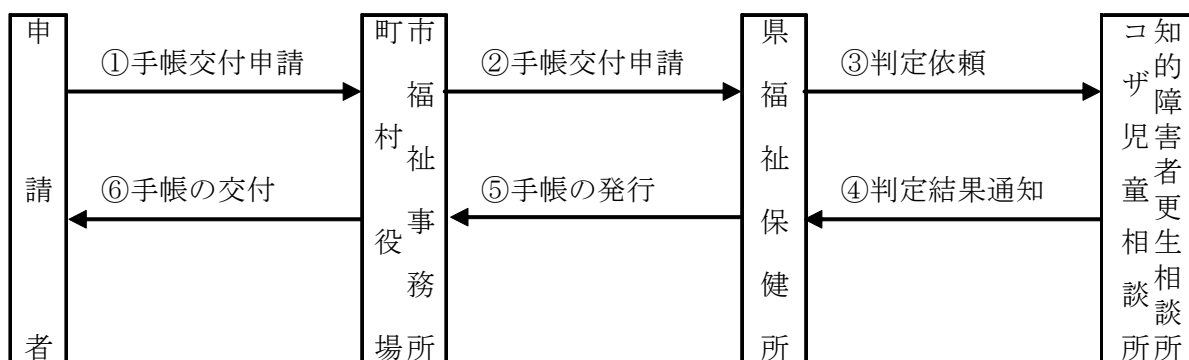
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

（ア）交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



（イ）平成24年度の市町村別・障害程度別の療育手帳交付状況

障害程度	宜野湾市	沖縄市	うるま市	市部計	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	郡部計	合計
A1	67	116	104	287	10	6	14	21	10	8	14	13	96	383
A2	154	295	295	744	16	7	27	84	32	55	30	35	286	1,030
B1	185	348	293	826	36	15	31	96	42	73	28	33	354	1,180
B2	270	514	404	1,188	23	19	44	141	57	89	34	54	461	1,649
計	676	1,273	1,096	3,045	85	47	116	342	141	225	106	135	1,197	4,242

エ 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	26,260円	受給者本人及び扶養義務者等について、所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	14,280円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,280円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

（単位：人、円）

町村	20年度	21年度	22年度	23年度	平成24年度			
					福祉手当（経過措置）	特別障害者手当	障害児福祉手当	計
恩納村	14	14	13	16	0 0	10 3,021,660	9 1,457,360	19 4,479,020
宜野座村	3	3	4	4	1 171,460	0 0	4 571,500	5 742,960
金武町	18	17	17	19	2 342,920	11 3,467,920	10 1,628,720	23 5,439,560
読谷村	92	90	102	101	3 514,380	56 17,472,340	40 6,858,200	99 24,844,920
嘉手納町	28	27	27	30	1 171,460	19 5,964,140	10 1,700,270	30 7,835,870
北谷町	47	51	71	75	0 0	33 10,351,720	43 7,329,990	76 17,681,710
北中城村	35	34	38	41	1 171,460	31 9,510,600	15 2,429,100	47 12,111,160
中城村	28	30	30	35	1 171,460	27 8,328,740	9 1,428,600	37 9,928,800
合計	265	266	302	321	9 1,543,140	187 58,117,120	140 23,403,740	336 83,064,000

オ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または廃疾後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 平成25年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	4	1	0	5	0	4	3	0	17
掛金免除者（再掲）	4	1	0	5	0	3	1	0	14

心身障害者扶養共済年金受給状況 平成25年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
0	1	1	2	1	0	1	1	7

カ 障害者自立支援法に基づく実地指導

平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、市町村の自立支援給付等支給事務が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針として、平成19年度より実地指導を実施している。

また、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき、基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言を行うことを主眼として、平成19年度より実地指導を実施している。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成24年度	
	指導箇所	指導結果
宜野湾市		文書指摘： 10件
沖縄市		
うるま市	○	
恩納村	○	
宜野座村	○	
金武町		
読谷村		
嘉手納町	○	
北谷町		
北中城村	○	
中城村		
計	5箇所	

※○印は、実施箇所

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

事業種別	平成24年度	
	指導箇所	指導結果
居宅介護		文書指摘： 93件
重度訪問介護	5	
行動援護	2	
重度障害者等包括支援		
短期入所	2	
児童デイサービス	9	
療養介護		
生活介護	2	
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）	1	
就労移行支援	5	
就労継続支援A型	2	
就労継続支援B型	6	
G H	3	
C H	1	
相談支援		
計	38	

キ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業等について

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一元化され、一体的にサービスが提供されるようになった。障害者自立支援法は、障害者が地域で当たり前に生活できることを目指しており、そのためにはニーズに合わせて複数のサービスを適切に結びつけて調整することや、社会的資源の改善や開発を行う相談支援事業が不可欠な業務であることから、相談支援事業は住民に身近な市町村が実施主体となり、その責務を負うこととなった。

市町村が現在担っている相談支援事業に加え、平成24年4月施行の改正障害者自立支援法と改正児童福祉法において、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援が導入され、相談支援体系の充実強化が図られた。また、平成24年4月には相談支援の中核をなす自立支援協議会が法定化されたことから、今後も当協議会の更なる活性化が必要である。圏域では、引き続き圏域アドバイザーと連携して市町村の地域自立支援協議会の運営に対して助言等を行い、圏域の相談支援体制の構築・強化に努めていく。(管内全市町村に自立支援協議会設置済み)

また、中部圏域の障害児・者及びその家族に対する相談体制強化を目的に中部圏域障害者自立支援連絡会議を開催し、各市町村の状況把握と情報交換を行っている。連絡会議には、療育・教育部会、就労部会、住まい地域支援部会を設置し、関係機関の協力のもと、各部会それぞれの課題解決に向け活発に取り組んでいるところである。

他にも毎月中部地区障害者関係機関ネットワーク会議を開催し、講演や情報交換を行い、中部圏域の相談支援支援体制の強化・ネットワーク作りに努めるとともに、相談支援従事者等研修を年4回実施し、相談支援専門員等の資質向上にも力を入れている。

(3) 難病対策事業（地域保健班）

事業根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）

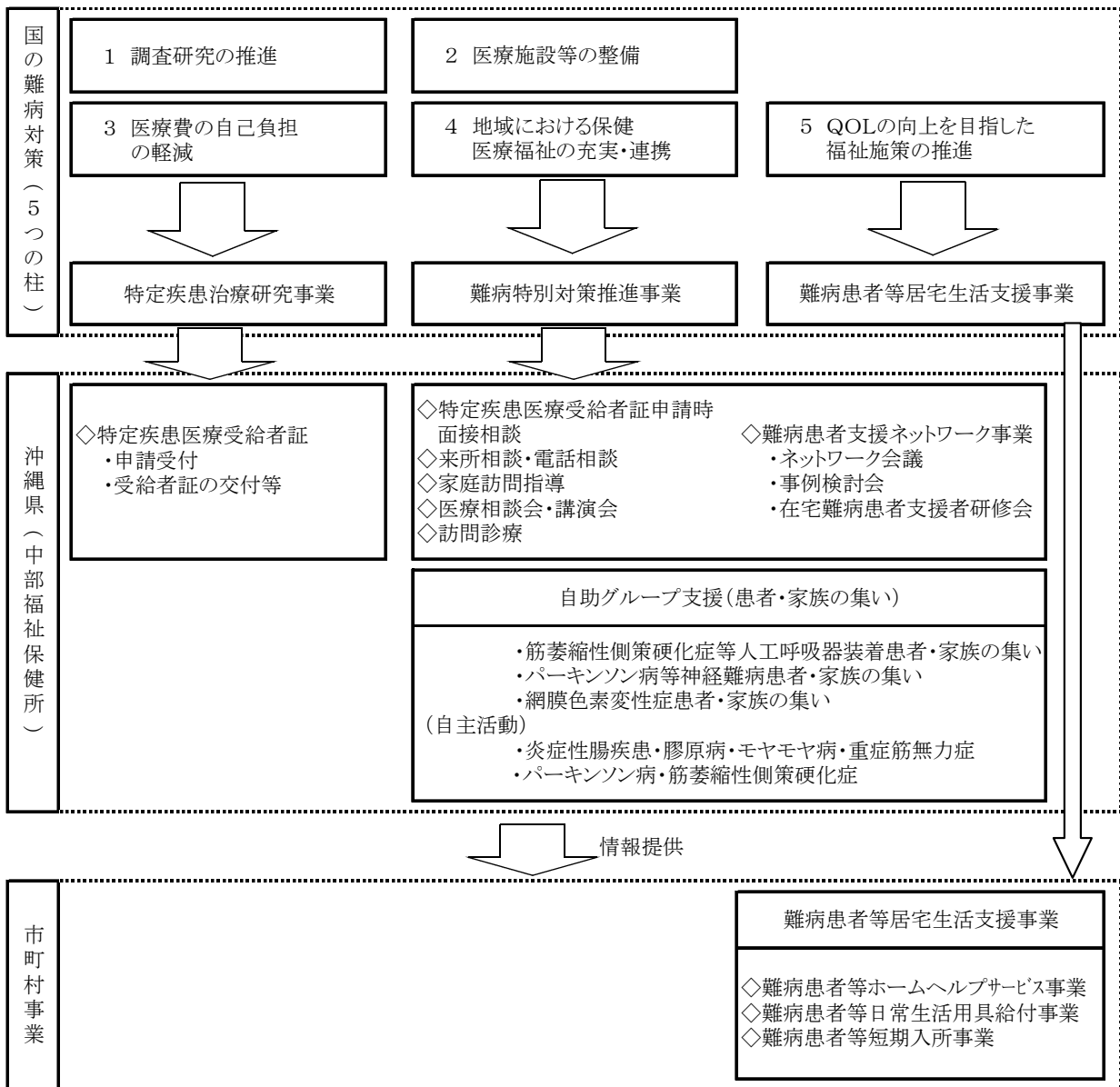
難病（特定疾患）の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。平成21年10月に11疾患が追加され、56疾患が特定治療研究事業の対象となった。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業

(ア) 特定疾患医療受給者証交付状況

(平成24年度)

疾病No.	疾患名	管内						沖縄県	
		H24				H23	H22	H24	H23
		新規	継続	合計	重症	合計	合計	合計	合計
神経系疾患群	2 多発性硬化症	2	23	25	6	26	26	61	57
	3 重症筋無力症	12	70	82	3	72	65	224	212
	5 スモン								1
	8 筋萎縮性側索硬化症	5	33	38	27	37	50	103	91
	16 脊髄小脳変性症	8	38	46	20	40	37	132	126
	20 パーキンソン病関連疾患	62	395	457	165	434	427	1,274	1,224
	21 アミロイドーシス		3	3		3	4	16	16
	22 後縦靭帯骨化症	19	63	82	14	83	80	323	304
	23 ハンチントン病	1	5	6	4	6	6	10	9
	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	1	38	39	3	42	37	104	97
	27 多系統萎縮症	6	29	35	18	34	36	92	91
	30 広範脊柱管狭窄症	9	24	33	2	30	30	74	67
	38 プリオン病	3	3	6	5	2	2	11	10
	40 神経線維腫症	1	4	5	1	5	4	25	25
	41 亜急性硬化性全脳炎		4	4	4	4	4	12	12
	44 ラインゾーム病(ファブリー病)		3	3	1	3	3	15	16
	45 副腎白質ジストロフィー		5	5	2	5	5	9	9
	47 脊髄性筋萎縮症	1	4	5	3	4	3	12	10
	48 球脊髄性筋萎縮症								
	49 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2	3	5		3	3	29	21
885 55 黄色靭帯骨化症	3	3	6		5	2	40	25	
膠原系疾患群	1 ベーチェット病	2	39	41	1	39	36	96	90
	4 全身性エリテマトーデス	17	347	364	24	355	341	1,049	1,016
	7 サルコイドーシス	4	36	40	1	47	41	130	122
	9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	18	113	131	5	121	108	396	361
	11 結節性動脈周囲炎	4	25	29	1	29	25	87	80
	13 大動脈炎症候群	1	24	25		24	24	75	73
	19 悪性関節リウマチ	2	12	14	2	13	11	47	46
	25 ウェゲナー肉芽腫症	1	3	4		4	4	17	17
	33 特発性大腿骨頭壊死症	6	40	46	3	48	45	138	150
	34 混合性結合組織病	5	46	51		49	46	153	145
745 54 重症多形滲出性紅斑(急性期)							1	1	
特定臓器疾患群	6 再生不良性貧血	5	17	22		20	23	83	75
	10 特発性血小板減少性紫斑病	9	45	54	1	55	54	150	145
	12 潰瘍性大腸炎	54	313	367		335	305	1,020	922
	14 ビュルガー病(バージャー病)	5	22	27		23	22	67	64
	15 天疱瘡	1	22	23		25	24	69	69
	17 クロウン病	13	125	138	2	135	121	371	357
	18 難治性肝炎のうち劇症肝炎	1	1	2	2	2	6	3	4
	26 特発性拡張型(うっ血)心筋症	6	87	93	10	93	86	375	359
	28 表皮水疱症(接合部型・栄養障害型)		1	1	1	2	2	1	2
	29 膿疱性乾癬		3	3		3	3	22	21
	31 原発性胆汁性肝硬変	11	96	107	1	102	95	316	296
	32 重症急性膵炎	11	2	13	13	7	17	58	19
	35 原発性免疫不全症候群	2	3	5		3	2	15	14
	36 特発性間質性肺炎	8	14	22	1	18	21	87	75
	37 網膜色素変性症	14	96	110	23	100	96	423	406
	39 肺動脈性肺高血圧症	2	11	13	1	13	8	29	27
	42 バッド・キアリ症候群		2	2		2	3	6	6
	43 慢性血栓塞栓性肺高血圧症		2	2		4		11	9
	46 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		1	1		1		1	1
	50 肥大型心筋症	2		2				10	5
51 拘束型心筋症									
52 ミトコンドリア病	1	8	9	3	8	6	15	14	
53 リンパ脈管筋腫症(LAM)							3	2	
1042 56 間脳下垂体機能障害	9	17	26		19	15	88	63	
	合計	349	2,323	2,672	373	2,537	2,414	7,978	7,479

※ 「重症」は再掲

※ 平成21年10月より11疾患追加され56疾患が医療費公費負担の対象

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：難病患者及びその家族に対し医療及び日常生活にかかる相談・助言等を行い、疾病に対する不安や療養生活上の悩みを軽減するとともに、地域の関係諸機関との連携により、患者に総合的なサービスを提供し、地域における患者の生活の質（QOL）の向上と在宅療養の促進を図る。

(平成24年度)

対象者疾患名	講師名	参加者数	個別相談(再掲)
炎症性腸疾患	伊良波 淳 先生 (琉球大学附属病院)	34名	3名
強皮症	山本 雄一 先生 (琉球大学附属病院)	43名	4名

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的なサービスを提供し、患者のQOL向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。

(平成24年度)

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
多系統萎縮症	住宅改修や補助具について	患者の転倒防止にむけて、ケアマネや住宅改修業者と一緒に確認	理学療法士 保健師
パーキンソン病	自宅でのリハビリや転倒予防について	動線の妨げになる住宅の危険箇所を確認し、安全な療養環境にする。	

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

疾患別訪問状況 (平成24年度)

疾患名	実数	延数
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	26	99
多系統萎縮症	6	13
脊髄小脳変性症	1	1
多発性硬化症	2	4
パーキンソン病	4	6
ミトコンドリア病	2	5
ライゾゾーム病	2	2
ALS疑い	2	3
潰瘍性大腸炎	1	1
後縦靭帯骨化症	2	2
亜急性硬化性全脳炎	2	2
特発性間質性肺炎	1	1
計	51	139

～在宅難病患者の特性～

- ①「難病」は、原因も治療方法も確立されていないことから、多くの患者が長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。
- ②特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い
- ③多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。チーム支援が重要。
- ④包括的、継続的なケアシステムが必要である。

(エ) 個別支援に関する会議

(平成24年度)

退院前調整会議	ケア会議	開催回数	参加延人数	疾患名
4	8	12	109	筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 脊髄小脳変性症 多系統萎縮症

※重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援している。

病状の進行に伴い難病患者は病を抱えながら自分の生き方をコントロールする必要がある。そのため、医療・福祉関係者間で、患者・家族を支えるための支援をしている。

(オ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成24年度)

区分	相談		相談内容 (延人数)									計
	実人員	延人員	申請等の相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	就学	食事栄養	歯科	その他	
申請時 来所相談	2872	8127	6,867	52	72	171	58	3	25	0	879	8,127
電話相談												2,189

(カ) 難病患者支援ネットワーク事業

(難病患者支援ネットワーク会議、在宅難病患者支援者研修会、事例検討会等)

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）における難病対策事業の柱の2項目

- ・地域における保健医療福祉の充実・連携
重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援
- ・QOL向上を目指した福祉施策の推進
難病患者の居宅における療養生活の支援

a 難病患者支援ネットワーク会議

対象：支援ネットワークに関わる関係者

医療機関(地域連携室の医師や看護師・病院スタッフ)、
居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)、訪問看護ステーション、
医療機器取扱業者、市町村、難病相談・支援センター、患者会等

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
平成25年 2月22日	台風時でも安全な療養環境の確保の為、患者・家族が 平時から台風に向けて、自助力を高める事が目的。 ①在宅工呼吸器装着患者（患児）台風時対応の現状と 課題について報告 ・小児慢性特定疾患患者・家族への災害時アンケート 結果報告 ・特定疾患患者・家族の台風対応の現状と課題を報告 ②支援関係者との意見交換。 必要時、関係者がチームを組んで支援を行う。	32	57

b 在宅難病患者支援者研修会

対象：在宅難病患者を支援しているケア関係者

ケアマネージャー、訪問看護師、介護福祉士、保健師等

研修内容により対象職種を選定

(平成 24 年度)

開催日	内 容 講 師	参加 機関数	参加 人数
平成24年 12月25日	講演：「在宅難病患者の呼吸器ケア」 講師：下地節子（在宅看護認定看護師） 訪問看護ステーション 青空所長 対象：在宅で呼吸器患者を支援している訪問看護 師、介護士、ケアマネージャー 内容：職種毎のグループワーク。訪問時に困った事 例や判断に迷った経験等を意見交換。講師への質疑 応答。	29	37

c 事例検討会

対象：事例を支援している関係者

訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）

介護者(家族等)、医療機関(病院スタッフ等)、市町村、

難病相談・支援センター他

平成 24 年度は開催なし。

(キ) 自助グループ育成

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲
を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活を送
れるようにする。

(平成24年度)

名称	回数	参加者数	内容
パーキンソン病関連疾患患者・家族の集い	2	患者 家族 18名 21名	1回目：転倒予防体操（名桜大学実習生による）、パーキンソン病友の会沖縄支部の役員から活動報告と情報提供。 2回目：新年の抱負を書いた色紙作り。情報交換・交流会。
網膜色素変性症患者・家族のつどい	2	患者 家族 関係者 21名 4名 14名	1回目：白杖を使って階段昇降・歩行訓練 講師：沖縄県視覚障害者福祉協会の歩行指導員 当真 初子 氏 協会の活動紹介、身体障害者手帳の活用について 2回目：日本網膜色素変性症協会沖縄支部の役員から活動紹介。情報交換・交流会。今回で保健所での集いは終了。中部地区の活動で集う。
筋萎縮性側索硬化症（ALS）等患者・家族の集い	2	患者 家族 関係者 ボランティア 5名 16名 6名 3名	1回目：ALS等人工呼吸器装着患者・家族の集いとして開催。災害時対応についてグループワーク。台風停電時の電源確保（車のバッテリー活用）を実技。 講師：難病相談・支援センター「アンビシャス」 照喜名 通 氏 2回目：ALS患者・家族の集いとして開催。「日頃の外出が災害時避難対応につながる」 ALSで呼吸器装着の患者さん3人参加。新年の抱負を書いた色紙作り。今後、呼吸器装着する予定の患者家族と情報交換・交流会。 ALS協会沖縄支部の役員から活動紹介。
後縦靭帯骨化症の集い	1	自主活動	初回の集いを平成25年2月25日に開催。今後の活動について
モヤモヤ病患者・家族の集い	6	自主活動	情報交換・交流会
炎症性腸疾患患者・家族の集い	12	自主活動	情報交換・交流会
膠原病友の会	3	自主活動	情報交換・交流会
ALS協会沖縄県支部	3	自主活動	情報交換・交流会
パーキンソン病沖縄県支部	2	自主活動	毎月中央保健所で開催。中部保健所で年に1～2回。
筋無力症友の会	6	自主活動	情報交換・交流会

- ※ 平成18年6月17日 もやの会沖縄県支部結成となる。
- ※ 平成20年度からパーキンソン病、脊髄小脳変性症、多系統萎縮症3疾患を合わせた「神経難病の集い」を開始しているが、パーキンソン病患者の参加が多い。
- ※ 平成20年6月15日 ALS協会沖縄県支部結成となる。
- ※ 平成24年11月3日 日本網膜色素変性症協会沖縄支部結成となる。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成24年度)

疾患名	男	女	合計
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	15	1	16
第Ⅷ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0	2	2
第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症	0	1	1
合計	15	4	19

3 成人・高齢者支援

(1) 老人福祉

ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを有する健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

イ 高齢者人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65歳以上の高齢者人口が7%から14%に到達した年数を見ると、イギリスでは46年、スウェーデンでは82年、フランスにいたっては114年を要している。わが国では24年という短い期間で高齢社会を迎えている。

この理由として、①一女性が産む子供の平均出産率が1.5人を割る状態であること、②世界最高を誇る平均寿命の伸長が挙げられる（表-1参照）。

表-1 高齢者人口の推移

年度	全国			沖縄県		
	総人口 (A) 千人	65歳以上 (B) 千人	高齢化率 (B/A) %	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	高齢化率 (B/A) %
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成 2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成 7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8
平成17年	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1
平成22年	128,057	29,245	22.8	1,392,818	240,507	17.2

資料 総務庁統計局「国勢調査」

ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成24年10月現在の推計総人口1,439,755人中、65歳以上が247,785人で、高齢化率が17.2%となっている。

管内市町村においては、人口499,653人中、65歳以上が82,705人で高齢化率が16.6%となっており、前年度に比べると0.5ポイント増となっている。(表-2参照)。また、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数は増加傾向にある(表-3参照)。

表-2 沖縄県の高齢化率の状況

市町村名	平成24年10月1日現在			平成23年10月1日時点			平成22年10月1日時点		
	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%
宜野湾市	95,180	14,194	14.9	94,479	13,644	14.4	93,435	13,613	14.6
沖縄市	138,221	21,753	15.7	137,264	20,873	15.2	136,498	20,771	15.2
うるま市	120,205	21,077	17.5	119,835	20,349	17.0	119,106	20,283	17.0
恩納村	10,805	2,146	19.9	10,683	2,092	19.6	10,588	2,101	19.8
宜野座村	5,807	1,147	19.8	5,704	1,102	19.3	5,647	1,093	19.4
金武町	11,403	2,540	22.3	11,388	2,482	21.8	11,417	2,525	22.1
読谷村	40,814	6,731	16.5	40,611	6,553	16.1	40,081	6,593	16.4
嘉手納町	13,906	2,806	20.2	13,952	2,792	20.0	14,005	2,823	20.2
北谷町	28,452	4,357	15.3	28,290	4,242	15.0	27,953	4,211	15.1
北中城村	16,547	3,018	18.2	16,508	2,928	17.7	16,419	2,875	17.5
中城村	18,313	2,936	16.0	17,992	2,823	15.7	17,562	2,828	16.1
管内計	499,653	82,705	16.6	496,706	79,880	16.1	492,711	79,716	16.2
沖縄県	1,439,755	247,785	17.2	1,430,946	240,069	16.8	1,422,210	240,670	16.9

表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

市町村名	平成24年10月1日現在			平成23年10月1日時点			平成22年10月1日時点		
	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%
宜野湾市	14,194	3,504	24.7	13,644	3,361	24.6	13,613	3,415	25.1
沖縄市	21,753	5,796	26.6	20,873	5,362	25.7	20,771	5,198	25.0
うるま市	21,077	4,731	22.4	20,349	4,486	22.0	20,283	4,087	20.1
恩納村	2,146	472	22.0	2,092	441	21.1	2,101	420	20.0
宜野座村	1,147	243	21.2	1,102	172	15.6	1,093	209	19.1
金武町	2,540	786	30.9	2,482	738	29.7	2,525	707	28.0
読谷村	6,731	1,044	15.5	6,553	1,066	16.3	6,593	954	14.5
嘉手納町	2,806	648	23.1	2,792	619	22.2	2,823	600	21.3
北谷町	4,357	846	19.4	4,242	768	18.1	4,211	859	20.4
北中城村	3,018	582	19.3	2,928	571	19.5	2,875	582	20.2
中城村	2,936	435	14.8	2,823	404	14.3	2,828	380	13.4
管内計	82,705	19,087	23.1	79,880	17,988	22.5	79,716	17,411	21.8
沖縄県	247,785	57,796	23.3	240,069	55,562	23.1	240,670	54,174	22.5

(2) 介護保険制度に係る諸事業の推進

ア 法的根拠及び目的

県福祉保健所では老人福祉法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出、実地指導等の業務を行っている。

イ 平成24年度市町村支援事業の実績

高齢者保健福祉計画策定支援

ウ 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者の提供する以下のサービスのうち、居宅介護サービスの単独型事業所については福祉保健所において、又介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設に併設している事業所は県本庁で指定を行っている。

サービスの種類（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（各事業の介護予防サービスも含む）及び居宅介護支援）

指定要件は①申請者が法人であること。②従業者の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。③厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること④欠格事由に該当しない者等がある。

指定の手続きの流れは①事前協議②施設の建設・改修③指定申請（指定日の前々月の末日までに行う）④現地確認（指定日の前月の10日までに実施）⑤指定は各月の1日とする。

平成24年度の指定件数は147件で、うち介護予防が62件となっている。

エ 介護保険事業者の更新について

平成18年4月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定介護保険事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に6年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続きを行っている。

平成24年度は47件の指定更新があった。

オ 変更届出等について

(ア) 変更届

介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、法人代表、管理者、運営規程等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

(イ) 介護給付費算定に係る体制等に係る届出

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

(ウ) 廃止・休止・再開届出

介護保険事業者は事業の廃止、休止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の1ヶ月前までに届出を行う必要がある。

カ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」等に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本としサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

	実地指導	監査
平成24年度	9法人(11事業所)	
平成23年度	11法人(17事業所)	
平成22年度	2法人(2事業所)	3法人(5事業所)

(事業所数は介護予防を除く)

キ 介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善を図ることを目的とし、平成21年10月1日に「介護職員処遇改善交付金事業」として平成24年3月まで実施されたものが、平成24年4月より介護報酬に移行し、介護職員処遇改善加算が創設された。

<交付金事業 申請件数>

平成21年度分	申請件数	事業所数	108件
平成22年度分	申請件数	事業所数	125件
平成23年度分	申請件数	事業所数	119件

<加算 申請件数>

平成24年度分	申請件数	事業所数	187件
---------	------	------	------

ク 業務管理体制整備について

平成21年5月の介護保険法の一部改正に伴い、業務管理体制の整備・届出を行うことになった。事業者は法令遵守責任者の選任等を行い届出を行わなければならない。それらに伴い、届出の受理及び業務管理体制（法令等遵守体制）の確認検査等を行う。（平成25年度より「一般検査」を順次実施予定）

4 生活保護(生活保護班)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

根拠法：生活保護法(昭和25年5月制定)

生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

中部福祉保健所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

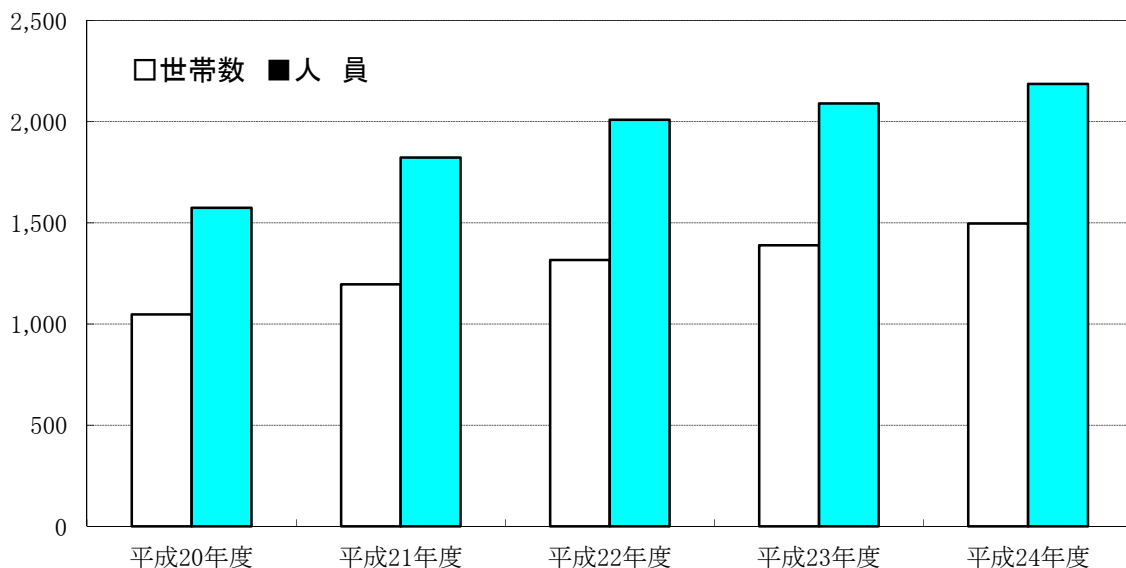
管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少傾向、平成6年度から平成8年度までは、増加傾向、平成9年度から平成10年度までは減少傾向、平成11年度から増加傾向を示している。平成20年度以降は毎年100世帯前後増加している。

(1) 年度別保護の状況

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		医療		介護		その他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成20年度	140,721	1,047	1,575	11.19	913	1,406	669	1,063	96	158	933	1,258	210	216	56	66
平成21年度	141,703	1,196	1,823	12.86	1,046	1,623	785	1,257	111	187	1,063	1,473	241	248	69	84
平成22年度	143,499	1,316	2,009	14.00	1,165	1,811	883	1,401	128	224	1,201	1,670	279	288	79	96
平成23年度	145,040	1,390	2,090	14.41	1,204	1,840	945	1,472	124	219	1,057	1,330	298	306	67	76
平成24年度	146,048	1,497	2,186	14.97	1,281	1,902	1,004	1,515	128	222	1,118	1,353	320	327	58	67

扶助別世帯人員は当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況



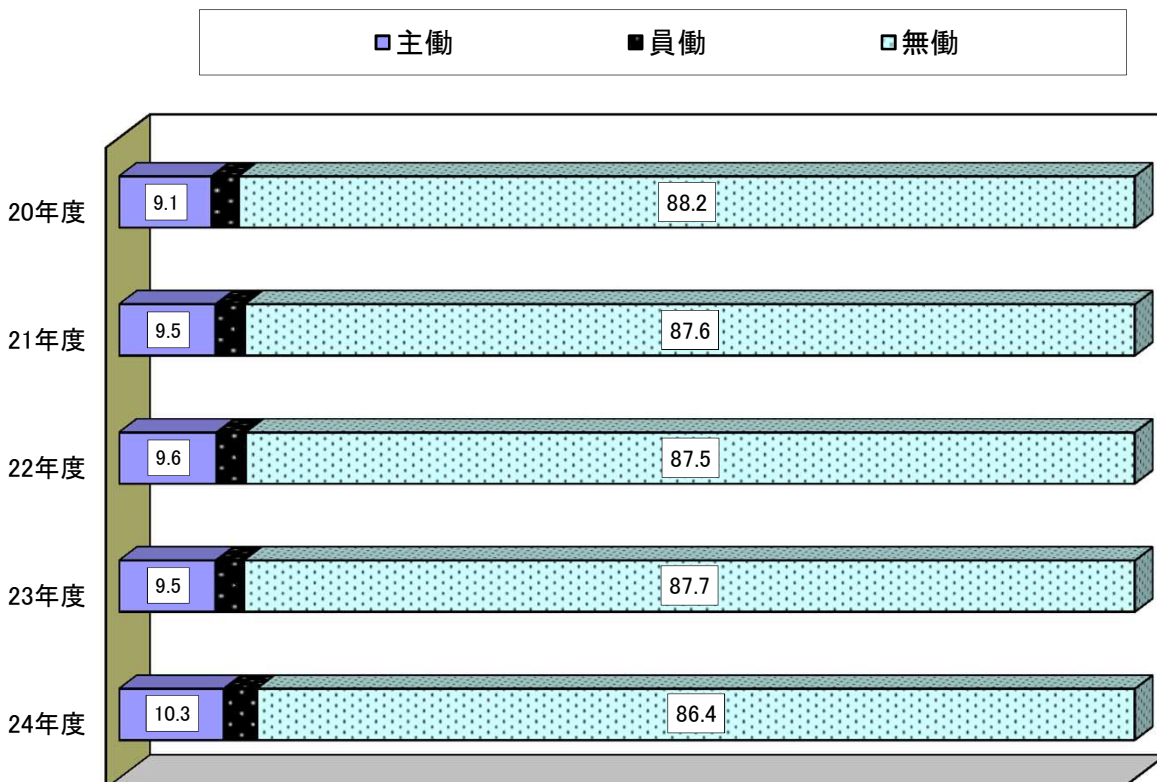
(3) 労働力類型別世帯の推移

平成24年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度比微増、世帯員の働いている世帯(員働)も微増、無働世帯は微減となっている。

ア 労働力類型別世帯数

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
20	1,047	96	45	20	1	30	28	923	9.1	2.7	88.2
21	1,192	113	60	22	1	30	34	1,045	9.5	2.9	87.6
22	1,316	126	73	23	3	27	38	1,152	9.6	2.9	87.5
23	1,390	132	93	17	2	20	39	1,219	9.5	2.8	87.7
24	1,497	154	115	18	1	20	49	1,294	10.3	3.3	86.4

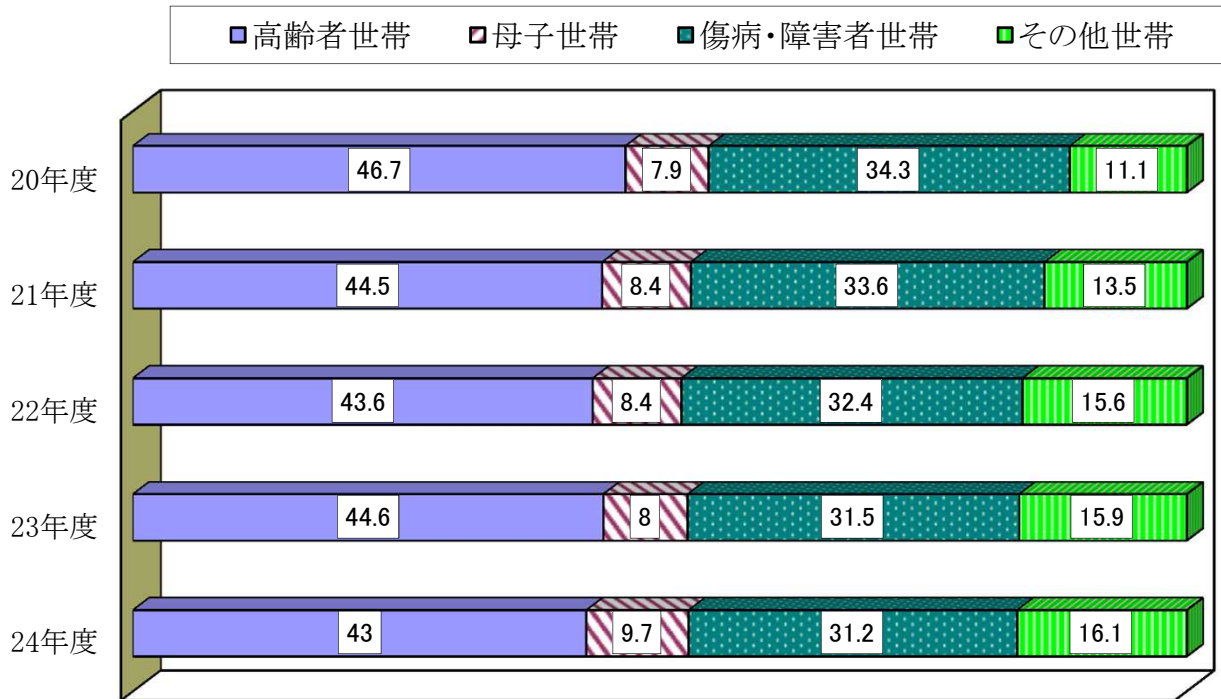
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成24年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べて傷病・障害者世帯は0.3ポイントの減、高齢者世帯は1.6ポイントの減、母子家庭は1.7ポイントの増、その他世帯はここ数年増加傾向にある。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比 (%)



イ 世帯類型別世帯の年次推移 (年度平均)

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
20	489	83	359	116	1,047
21	531	100	400	161	1,192
22	574	110	426	206	1,316
23	619	115	435	221	1,390
24	644	145	467	241	1,497

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成24年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く46.9%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が32.9%、「その他」が53.0%、「働きによる収入増」が7.6%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が6.5%となっており、「疾病の治癒」による廃止は0%となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少・支出の増 疾病による	死亡・別離・行方不明	減 少 喪失 の 等	仕送り・年金等の	そ の 他	総数	疾病の治癒	働きによる収入増	死亡・失踪	年金・仕送り等 働きのよらない収入増
20	実数	244	59	118	9	30	28	108	2	11	47	3	45
	構成比	100	24.2	48.3	3.7	12.3	11.5	100	1.8	10.2	43.5	2.8	41.7
21	実数	286	81	115	14	42	34	135	0	11	41	13	70
	構成比	100	28.3	40.2	4.9	14.7	11.9	100	0.0	8.1	30.4	9.6	51.9
22	実数	247	65	100	17	37	28	166	0	15	49	28	74
	構成比	100	26.3	40.5	6.9	15.0	11.3	100	0.0	7.8	25.5	14.6	52.1
23	実数	246	33	102	12	60	39	192	1	23	43	29	96
	構成比	100	13.4	41.5	4.9	24.4	15.8	100	0.0	12.0	22.4	15.1	50.5
24	実数	260	27	122	4	50	57	170	0	13	56	11	90
	構成比	100	10.4	46.9	1.5	19.2	22.0	100	0.0	7.6	32.9	6.5	53.0

(6) 保護開始・廃止の状況

平成24年度の保護の新規申請件数は443件で、前年度より18件増加している。そのうち、保護開始決定したのは260件で対前年度14世帯増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
20	347	30	71	244	398	108	152	70.3
21	437	65	82	286	458	135	180	65.4
22	445	103	95	247	398	166	243	55.5
23	425	132	61	246	352	192	319	57.9
24	443	98	82	260	398	170	237	58.7

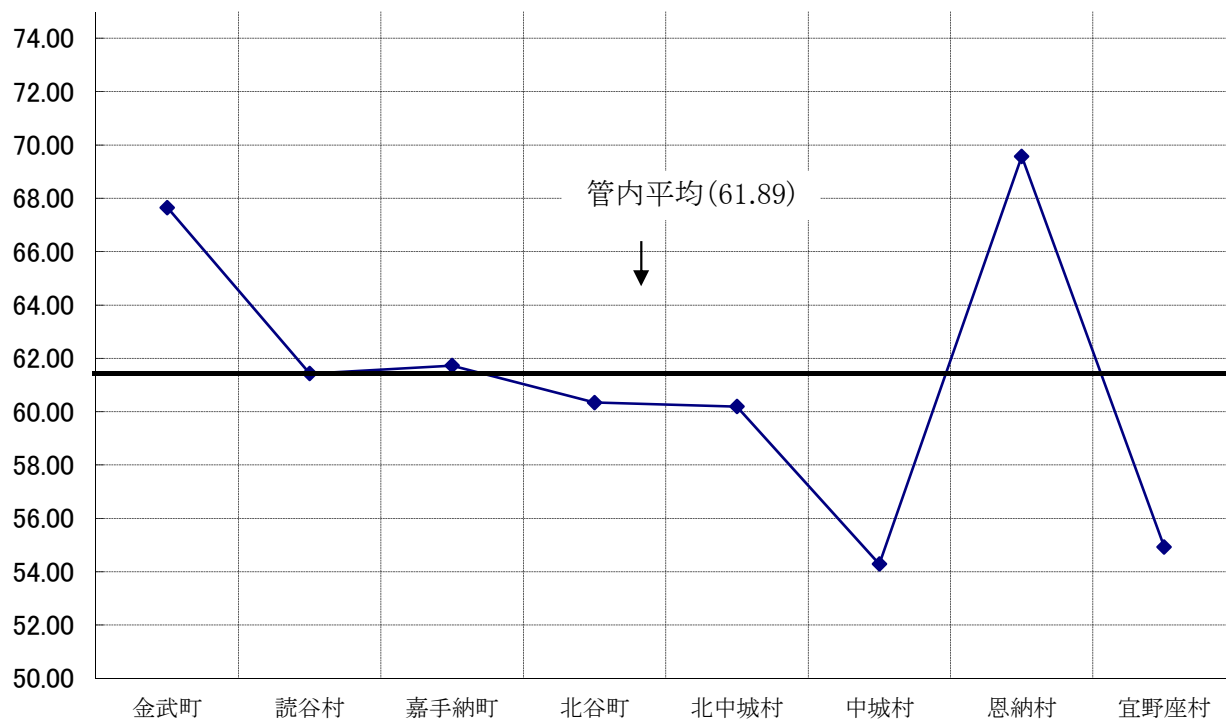
(7) 医療扶助の状況

平成20年度以降の精神入院は減少傾向を示していたが、平成23年度から増加傾向にあり、平成24年度において昨年度比5人増となっている。

ア 医療扶助の推移(月平均)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
20	1,575	1,258	79.87	130	0	54	76	1,128	0	38	1,090
21	1,823	1,473	80.80	118	0	51	67	1,355	0	25	1,330
22	2,009	1,670	83.13	112	0	50	62	1,558	0	19	1,539
23	2,090	1,330	63.64	114	0	59	55	1,216	0	6	1,210
24	2,186	1,353	61.89	138	0	64	74	1,215	0	2	1,213

イ 町村別医療扶助の状況(平成24年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成24年度)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金武町	340	230	67.65
読谷村	503	309	61.43
嘉手納町	405	250	61.73
北谷町	406	245	60.34
北中城村	206	124	60.19
中城村	140	76	54.29
恩納村	115	80	69.57
宜野座村	71	39	54.93
計	2,186	1,353	61.89

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成25年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		6	11	17	1	4	5	
障害者	身体障害	0	2	2	0	0	0	
	精神障害	5	9	14	1	4	5	
	心身の重複障害	1	0	1	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	0	2	2	0	1	1	
	読谷村	0	2	2	0	1	1	
	嘉手納町	4	2	6	0	0	0	
	北谷町	0	3	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	1	1	2	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	0	0	0	0	0	
	1年以上～3年未満	0	0	0	0	0	0	
	3年以上～5年未満	0	1	1	1	0	1	
	5年以上～10年未満	0	4	4	0	2	2	
	10年以上	6	6	12	0	2	2	
疾病	精神科	6	11	17	1	4	5	
	一般	1	4	5	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成24年度 単位：円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	4,793,873	2,805,062	16,920,517	21,814,671	18,928,658	20,817,893	9,078,898	6,494,869	101,654,441
5月	5,610,904	2,848,543	17,105,526	22,493,029	19,021,133	21,381,919	9,804,295	6,629,682	104,895,031
6月	5,487,870	2,925,367	17,399,462	23,214,564	19,487,140	20,690,175	9,662,989	6,795,598	105,663,165
7月	5,589,484	2,932,125	17,543,369	23,752,695	18,412,336	20,751,583	10,148,567	6,390,936	105,521,095
8月	5,216,632	2,869,323	17,646,512	25,382,842	19,116,276	20,536,360	10,020,575	6,463,793	107,252,313
9月	5,547,056	2,849,206	17,946,177	24,168,748	18,557,371	21,190,752	10,096,467	7,133,516	107,489,293
10月	5,495,852	2,873,822	18,106,519	24,018,594	19,194,031	21,427,291	11,231,599	7,841,031	110,188,739
11月	5,863,947	2,748,453	19,017,367	25,706,356	20,773,213	21,850,141	11,709,538	7,801,065	115,470,080
12月	6,692,886	3,482,900	22,965,806	31,753,391	25,647,762	27,493,616	14,561,181	9,140,249	141,737,791
1月	5,901,399	2,997,151	18,624,736	25,002,211	20,379,829	22,848,766	11,888,049	7,313,847	114,955,988
2月	5,646,052	2,911,045	18,774,462	25,358,014	20,642,579	21,396,038	13,467,512	7,367,741	115,563,443
3月	5,846,054	2,942,178	18,918,880	25,481,646	20,462,686	23,218,696	13,113,712	7,837,684	117,821,536
計	67,692,009	35,185,175	220,969,333	298,146,761	240,623,014	263,603,230	134,783,382	87,210,011	1,348,212,915

5 その他生活支援

(1) 原爆被爆者対策事業（地域保健班）

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア） 手帳交付 （イ） 居住地及び手帳の記載事項変更申請
（ウ） 健康相談業務

7条（エ） 健康診断 前期・後期：委託医療機関での健康診断

19条（オ） 指定医療機関申請進達事務

37条（カ） 家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績 (延べ件数)

事業内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
健康診断	89	88	61	75	58
住所変更	3	3	0	1	1
指定医療機関申請	0	0	0	0	0
健康相談及び訪問	38	37	21	25	25

被爆者健康診断受診状況

(平成24年度)

被爆者健診対象者数	死亡	転出／転入	実質対象者数	受診者数	未受診者数	受診率(%)
60	1	0／1	60	30	30	50.0

*被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健診名	前期健診	後期健診	希望健診	計 (延べ人数)	二世健診 (人数)
受診者数	25	25	8	58	7

健診受診回数	1回	2回	3回	計 (人数)
受診者数	12	13	5	30

(2) 住宅手当緊急特別措置事業（地域福祉班）

ア 目的：離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対し、住宅手当を支給することにより住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

イ 根拠：住宅手当緊急特別措置事業実施要領

ウ 事業内容：本事業の支援対象者の申請に基づき、住宅手当を支給するとともに、住宅確保・就労支援員を設置し、就労支援等を行う。

エ 中部保健所管内における事業実績

申請相談件数 (単位：件)

年 度	申請相談	申 請	申請後の処置		
			受 給	取り下げ	却 下
平成22年度	112	25	24	0	1
平成23年度	98	25	22	0	0
平成24年度	107	23	22	1	0

町村別受給者状況 (単位：人)

町村名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
恩納村	1	0	2
宜野座村	1	0	0
金武町	2	0	1
読谷村	5	7	5
嘉手納町	2	1	1
北谷町	10	9	6
北中城村	0	5	5
中城村	3	0	2
合計	24	22	22

V 企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

イ 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

H25.1.23時点

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
佐喜眞 淳	中部市町村会 会員	桃原 忍子	宜野湾市福祉保健部 次長
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	石川 末子	中部地区歯科医師会 医療管理理事
高屋 澄子	沖縄県看護協会 副会長	照屋 キヨ子	北谷町社会福祉協議会 会長
田場 節子	中頭養護教諭会 会長	比嘉 毅	沖縄県商工会職員協議会 中部支部代表
島袋 邦子	中部地区婦人連合会 会長	渡口 政司	沖縄県環境科学センター 調査役

ウ 審議事項（H25.1.23開催）

(ア) 議事

a 報告事項

- ・ 予防接種に関すること
- ・ 中部圏域の精神保健医療体制について
- ・ 石油ターミナル事故について
- ・ 違法ドラッグの現状について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 予防接種について、保健所から費用対効果をだしてもらいたい。
それをもって各市町村担当者を指導してもらいたい。
予防接種の同時接種は、安全であるという周知、広報を保健所の役割として今後検討してもらいたい。
- アルコール依存症での在院日数が全国に比べても長い。自宅以外のグループホームであったり、社会復帰をしていく支援体制が必要になってくる。
- うつ対策の中でゲートキーパーの位置づけがどういうものなのか、またゲートキーパーとはどのような役割をするのか。
うつ状態の人はなかなか相談しづらい。そこで周りの方が異変に気付き、市町村だったり、保健所に相談を進める役割の方をゲートキーパーと位置づけている。ゲートキーパーとしては、民生員や自治会長を想定している。

○違法ドラッグについて、簡単に入手できるというのは、非常に大変な問題である。保健所も各関係機関とも連携を図って違法ドラッグの乱用防止に取り組んでもらいたい。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその充実を図ることにより、中部保健医療圏の県民の健康を保持増進することを目的として、これらの施策及び事務事業に必要となる事項について保健医療関係者等の意見聴取を行う。

イ 構成員名簿 (定数15名以内、現員14名)

H24. 6. 12

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
中田 安彦	中部地区医師会 会長	幸地 克	中部地区歯科医師会 会長
前原 信照	中部地区薬剤師会 会長	宮城 良充	沖縄県立中部病院 院長
兼城 綾子	沖縄県看護協会 理事	村上 優	独立行政法人国立病院機構 琉球病院 院長
石川 清司	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院 院長	當山 宏	中部市町村会 嘉手納町長
伊佐 真栄	沖縄市社会福祉協議会 事務局長	具志堅 健秀	沖縄県食品衛生協会 中部支部 支部長
島袋 邦子	中部地区婦人連合会 会長	積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡協議会 会長
松田 つや子	北谷町 住民福祉部長	宮平 慎子	沖縄県栄養士会 理事

ウ 議事内容 (H24. 10. 30、H25. 2. 19開催)

(ア) 議題

a 沖縄県保健医療計画の見直しについて

b 中部地区の取組について

- ・精神保健医療対策
- ・生活習慣病、感染症対策

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

○今年度は「保健医療計画」の改訂の年になっており、それに向けて作業をすすめており、皆様のご意見やご提案を地区の保健医療の活動に反映させていきたい。

○県内で行われている糖尿病の標準治療の推進であるとか、在宅医療ネットワークに関しては、中部地区が先進地域なので地区の取組みに記載できるように県の保健医療協議会に意見を提出している。

○今回は、地区計画というのがなくて、全県的な概要を書いて、その中で地区の特徴ある取組みを補足追加していくという形になっているのでなにかぼやけた感じがする。

- 生活習慣病について、仲間で健康づくり事業がなかなか周知されていない。
保健所としては、地域食育連携推進会議や市町村を通じて周知の努力はしているがなかなか浸透していない。
- 保健所には診察の際に「お薬手帳を求めましょうよ」という一声運動をしてもらいたい。それがお薬手帳の普及に繋がる。

(3) 中部地区救急医療協議会

ア 概要

- (ア) 設置根拠 沖縄県救急医療協議会・地区救急医療協議会運営要綱
- (イ) 趣 旨 沖縄県における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を目的とし、県全域及び地区の救急医療関係者等の意見を把握する。

イ 構成員名簿（定数10名以内、現員10名） H24. 8. 22時点

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
島袋 俊夫	中部市町村会 会員	古堅 旭	中部地区MC協議会 事務局員
仲田 清剛	中部地区医師会 副会長	伊波 潔	中部徳洲会病院 院長
渡慶次 彰	中部地区歯科医師会 会員	高良剛ロベルト	県立中部病院 救急科福部長
久場 良也	中部地区MC協議会 会長 ハートライフ病院 副院長	宮里 善次	中頭病院 院長
屋我 幸雄	中部地区MC協議会 事務局長	許田 盛之	宜野湾記念病院 医師

ウ 議事内容（H25. 3. 12開催）

(ア) 議題

- a 災害発生初期の医療体制について
- b 救急室を受診する精神疾患患者の救急室実態調査結果
- c 中部地区救急医療の状況について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 行政、消防、警察、医療機関の連携が大事。こうした会議を通じて顔の見える関係ができるのはありがたい。
医師会としても災害時のマニュアルについて現在作成中である。
災害医療という面からも病床不足は深刻、いざという時受け入れは困難。
遺体の保管場所についても課題となる。
災害医療については、今回がスタートで今後も協議する場をつくっていく。
- 大量服薬や自殺企図は救急で対応せざるをえないところもある。
精神科救急の役割をしっかりと果たしてもらうような実効性のあるシステムの改良が必要である。
精神科、救急とお互い情報共有して身体面からも精神面からもアプローチしていけたらよい。

2 健康危機管理対策

(1) 目的 健康危機の発生を未然に防止するため、また健康被害の発生に際し、中部福祉保健所における、迅速かつ適切な体制を確保するとともに、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図る。

(2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領
中部福祉保健所健康危機管理対策要綱

(3) 事業内容(平成24年度開催回数)

ア 所内健康危機管理対策委員会(1回 毎月第4月曜日開催)

イ 管内健康危機管理対策連絡会議(1回H25.3.12 開催)

健康被害の発生に備え、平時から管内の管内関係機関と情報交換を行い、迅速、かつ適切な即応体制を確保する。

(ア) 議題

- ・災害発生初期の医療体制について
- ・救急室を受診する精神疾患患者の救急室実態調査結果について

(イ) 参加団体数20

内訳: 医療関係7、消防本部6、市町村6、中部保健所1

ウ 老人福祉・保健施設等における健康危機管理研修会(1回 H24.9.16開催)

管内老人福祉・保健施設等の施設長及び健康危機管理対策担当者を対象として感染症の基本的な予防策、正しい手洗い方法、汚物処理の仕方の研修を行い、施設における感染予防の意識の向上と強化を図る。

(ア) 内容

- ・感染症予防について
- ・標準予防策、経路別予防策の実際
- ・感染症対策のデモンストレーション

3 関係機関・団体との連絡調整等の状況

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数(市町村別委嘱状況等)

民生委員・児童委員等は、民生委員法、児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

平成25年3月31日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳			
							男性		女性	
							人数	%	人数	%
宜野湾市	139	9	135	9	97%	100%	39	29%	96	71%
沖縄市	187	12	168	11	90%	92%	41	24%	127	76%
うるま市	171	10	160	10	94%	100%	41	26%	119	74%
市部計	497	31	463	30	93%	97%	121	26%	342	74%
恩納村	20	2	20	2	100%	100%	2	10%	18	90%
宜野座村	12	2	12	2	100%	100%	2	17%	10	83%
金武町	24	2	22	2	92%	100%	6	27%	16	73%
読谷村	62	3	62	3	100%	100%	18	29%	44	71%
嘉手納町	26	2	25	2	96%	100%	7	28%	18	72%
北谷町	48	3	40	3	83%	100%	5	13%	35	88%
北中城村	29	2	22	2	76%	100%	4	18%	18	82%
中城村	30	2	30	2	100%	100%	10	33%	20	67%
郡部計	251	18	233	18	93%	100%	54	23%	179	77%
計	748	49	696	48	93%	98%	175	25%	521	75%

※ H22.12.1 民生委員・児童委員の一斉改選に伴う新任民生委員・児童委員数の増

イ 民生委員・児童委員活動状況(郡部)

平成24年度

項 目		宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	323	820	463	110	0	43	92	42	36	18	59
	介 護 保 険	34	238	145	78	0	5	60	2	3	11	15
	健 康 ・ 保 健 医 療	110	621	266	31	8	78	89	176	5	29	29
	子 育 て ・ 母 子 保 健	222	646	227	35	3	43	75	205	24	16	5
	子 ど も の 地 域 生 活	350	1,671	358	36	17	75	872	77	565	38	52
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	508	1,300	501	29	2	953	362	19	313	35	38
	生 活 費	96	384	286	32	12	25	77	39	5	9	21
	年 金 ・ 保 険	11	97	37	37	1	4	5	15	3	3	4
	仕 事	23	232	100	6	1	1	18	2	12	1	4
	家 族 関 係	89	318	193	34	2	21	66	7	19	9	18
	住 居	26	121	85	9	2	13	5	18	4	8	5
	生 活 環 境	106	424	211	29	5	9	131	13	33	4	23
	日 常 的 な 支 援	474	1,249	893	99	5	44	849	299	28	110	69
	そ の 他	465	2,764	1,222	63	5	470	1,257	125	126	136	34
計	2,837	10,885	4,987	628	63	1,784	3,958	1,039	1,176	427	376	
分野別相談・支援件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	1,098	3,472	2,113	266	39	332	1,336	372	144	244	182
	障 害 者 に 関 す る こ と	129	586	676	151	1	128	242	40	26	37	34
	子 ど も に 関 す る こ と	1,160	3,835	1,194	108	22	1,133	1,025	462	929	96	103
	そ の 他	450	2,992	1,004	103	1	191	1,355	165	77	50	57
	計	2,837	10,885	4,987	628	63	1,784	3,958	1,039	1,176	427	376
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	3,223	2,299	1,166	108	88	509	552	1,415	414	86	1,066
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	3,687	5,088	3,695	428	312	494	1,614	1,215	2,433	703	715
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	6,891	8,180	6,731	1,723	1,319	1,455	3,261	2,361	2,840	643	2,501
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	3,011	2,932	3,110	274	177	536	1,856	1,279	863	764	320
	証 明 事 務	604	838	500	123	87	131	396	76	116	61	62
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	58	126	108	2	1	1	12	8	21	10	10
訪問回数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	3,763	8,039	7,817	640	1,513	1,039	2,993	3,225	2,183	1,163	2,329
	そ の 他	4,139	5,740	9,016	409	74	830	2,294	3,685	1,617	348	1,260
連絡調整回数	委 員 相 互	5,717	5,290	4,906	310	719	529	1,722	667	3,277	416	717
	そ の 他 の 関 係 機 関	2,097	3,194	2,965	309	319	665	781	1,288	2,282	462	556
活 動 日 数		17,318	20,918	17,163	2,447	1,648	3,140	8,593	4,396	6,808	2,473	3,006

(3) 社会福祉協議会指導監査（町村）

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成24年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉保健所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成24年 7月18日	中城村社会福祉協議会	地域福祉班 (班長・主査)
平成24年 7月27日	北中城村社会福祉協議会	
平成24年 8月21日	北谷町社会福祉協議会	
平成24年 8月28日	恩納村町社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業等

4 所内実習生受け入れ状況

平成24年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容	
医学	国立琉球大学	医学部 医学科	A:H24. 4/24 B:H24. 5/1 ~11/27	A: 半日 B: 半日	A: 35人 B: 6人	A: 衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にすることによって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。 B: グループ学習・補佐	A・保健所の業務 ・ケーススタディ (グループ演習) ・家庭訪問見学 ・生活環境課施設見学 ・生活保護について等 B・グループ学習、補佐
		保健学科	H23. 9/1 ~9/16	10日	3人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。	・地域看護実習Ⅱ ・公衆衛生看護全般に関する学習
		県立看護大学	10/17 ~11/4	10日	4人	地域における多様なヘルスニーズを持つ個人・家族及び地域集団の健康問題のとらえ方及び解決方法、QOLの向上・健康増進に向けた福祉保健所における地域保健看護活動の基本的な知識及び方法・技術について学ぶ。	・オリエンテーション ・個別支援・集団支援等
保健	名桜大学		6/11 ~6/29	10日	6人	地域で生活するすべての住民の健康権を補償するために、住民とのパートナーシップのもとで効果的に協働する地域看護活動について、実勢能力を養う。具体的には「地域看護概論」「地域看護方法論」「地域看護活動論」の知識と技術を基盤として、地域看護の援助技術を習得する。	・健康教育の実施 ・家庭訪問見学・実施 (難病、精神、結核、母子) ・健康相談(来所・電話)見学 ・事例報告
		ぐしかわ看護学校	A:H23. 2/15 B:H23. 2/16	A: 1日 B: 1日	A: 6人 B: 6人	女性を取り巻く環境について学び、母子看護の対象及び「役割を理解する。	・公衆衛生とは ・中部福祉保健所の概要 ・保健所の母子保健事業
		大庭学園 ソーシャル ワーク 専門学校	H24. 8/6 ~H24. 8/24	15日	2人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。	社会福祉援助技術現場実習
ヘルパー 研修	沖縄中央学園	10/10	1日	14人	・公的機関の見学を通して、その役割、機能を理解する。 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。	・保健と福祉の業務説明 ・施設案内	
臨床 医 研修	県立中部病院	H24. 4/1 ~ H25. 3/31	各5日	10人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。	

5 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 定例班長会議

目 的：所の業務の総合的企画調整や効率的・効果的な行政推進。

根 拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条
会議構成メンバー：

所長、福祉総括、保健総括、各班長、企画調整担当主査
必要に応じて関係職員も参加。

内 容：業務日程調整に関すること

業務の総合的企画、調整に関すること

その他、組織の運営管理に関すること

統合基本計画及び事業計画の進捗管理に関すること

各種協議会及び所内会議のあり方に関すること

実 績：開催回数50回（毎週月曜日開催、月曜日が休日の場合は翌日開催）

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目 的：所内情報ネットワークの構築。

根 拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条 (1) ア

内 容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

実 績：開催回数2回（不定期開催）

(イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

目 的：統合に伴い「中部福祉保健所」の概況を、各課の担当が共通の認識
で迅速に作成できることを目的とする。

根 拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条 (1) イ

内 容：中部福祉保健所活動概況の検討

実 績：開催回数1回(11月開催)

(2) 市町村支援

目 的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対す
る専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対
する研修を積極的に推進する

根 拠：地域保健法第8条

ア 管内市町村長と中部福祉保健所との連絡会議

目 的：管内市町村長と中部福祉保健所との意見交換・情報共有

実 績：平成24年度開催なし

イ 新任保健担当者研修会

目 的：新しく保健担当者となった職員及び新採用保健師が、地域保健事業に関する知識を深め市町村及び保健所における役割等を理解し、お互いが連携を密にし保健事業の円滑な推進を図る

対象者：保健事業新任担当者及び新採用保健師（非常勤者含む）、前年度本研修に参加できなかった者、その他希望者

内 容：福祉保健所の組織と概要、効果的な公衆衛生活動を目指して、各種保健事業（母子保健、老人保健、介護予防、精神保健福祉、健康づくり）、施設案内、効果的な個別支援をめざして、情報交換等

実 績：平成23年度開催なし

（3）職員研修会

目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。

根 拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」（3-3）の
アに基づき実施

対象者：中部福祉保健所の全職員

実 績：平成23年度開催なし